

令和3年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第18号）						
招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年3月9日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和4年3月9日 午後 5時06分		副議長	森 岡 勉	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	11番 小見田 和行 12番 溝 口 峰 男					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	教育課長	出 田 茂	○
	税務課長 補 佐	石 井 誠	○	教育課長 補 佐	山 口 宏 子	○
	町民課長	深 水 昌 彦	○	教 育 課 指 導 主 事	小 園 貴 寛	○
	町民課長 補 佐	中 竹 健 次	○	高 齢 福 祉 課 長	木 下 尚 宏	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	高 齢 福 祉 課 長 補 佐	尾 方 圭	○
	生活福祉 課 長 補 佐	上 田 日 和	○	高 齢 福 祉 課 派 遣 (局 長)	前 田 和 博	○
	生活福祉 課 長 補 佐	小 田 淳	○	健 康 推 進 課 長	大 藪 哲 夫	○
				健 康 推 進 課 長 補 佐	吉 田 酉 子	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第18号）

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第63号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第64号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 4 議案第65号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 5 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 6 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 2 議案第63号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 3 議案第64号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 4 議案第65号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 5 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
- 日程第 6 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
（提案理由の説明及び質疑）
-

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。本日は、税務課分と厚生文教常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行います。

日程第1 議案第62号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第62号令和4年度あさぎり町一般会計補正予算についてを議題とし、各課からの説明を求めます。山内総務課長。失礼しました。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） それでは税務課所管分の説明をいたします。13ページをお願いいたします。歳入からになります。1枠目、目1個人、節1現年度分は、令和2年度の調定額から収納率96%を乗じて計上しております。増額の要因は、国が示した令和4年度地方財政収支の市町村税収入見込額から見込みが

5. 7%増収になったことと、給与及び農業所得の伸びが予想されることからでございます。節2の滞納繰越分は、調定見込額に収納率15%を乗じた額を計上しております。目2法人、節1現年度分は、令和3年度調定見込額を計上しております。現年度からの増は、建設業の業績向上による増でございます。2枠目の目1固定資産税、節1現年度分は、調定見込額に収納率97%を乗じて計上しております。節2の滞納繰越分は、調定見込額に収納率令和元年度分と令和2年度の収納率の平均8%を乗じて計上しております。固定資産税の滞納繰越分については、令和元年度の収納額が440万5,000円で収納率は5.7%。令和2年度の収納額が908万8,000円で収納率は10.8%。令和3年度これは3月4日現在でございますが、収納額が1,161万2,000円で収納率は14.5%と収納額、収納率ともに年々向上しております。目2国有資産等所在市町村交付金、これは熊本県九州森林管理局九州財務局の固定資産相当額が交付されるものでございます。3枠目の目1種別割、節1現年度分は、令和3年度調定額に減収額を見込み収納率99%を乗じて計上しております。節2の滞納繰越分は、調定見込額に収納率10%を乗じて計上しております。目2環境性能割節1現年度分は、熊本県が賦課徴収を行い徴収金を町に交付するもので、令和3年度の実績に90%を計上して乗じて計上しております。次のページをお願いいたします。1枠目の目1市町村たばこ税、節1現年度分は、令和3年度の調定見込額に90%を乗じて計上しております。売渡し本数は毎年平均5%ほど減少しておりますが、安全値の10%の減少を見込んで計上しております。目2手持ち品課税については、令和4年度は税率の引上げがございませんので廃目となります。19ページをお願いします。1枠目の目1総務手数料、節1徴税手数料、説明欄の町税督促手数料、町税督促手数料過年度分、税務関係証明手数料、これは過去の実績をもとに計上しております。25ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費県委託金、節2徴税費委託金は、納税義務者数6,900名で1人当たり3,000円を計上しております。28ページをお願いいたします。3枠目の目1延滞金、節1延滞金、町税延滞金は昨年と同額を計上しております。49ページをお願いいたします。歳出になります。目1税務総務費の節1報酬、会計年度任用職員報酬は、産休代替1年分と税務申告相談時の3か月分の報酬を計上しております。節3職員手当等の時間外勤務手当は、納税相談事務、各種税の賦課事務、申告準備及び申告時の事務などの時間外手当を計上しております。節7報償費、租税教育表彰者商品代は、あさぎり町長賞を計上しております。節8旅費、費用弁償は、会計年度職員の2名分の通勤手当を計上しております。節10需用費、消耗品費は、書籍や書籍の追録代やプリンターインク代を計上しております。節11役務費は、税条例改正参考資料サービス手数料を計上しております。節12委託料、固定資産土地評価業務委託料は、3年に1度の評価替えに備えて適正な評価の見直し作業を行うものです。地図、修正委託料は地籍調査後の地籍図に錯誤が発生した場合の地籍図修正委託料になります。固定資産家屋評価業務委託料は、面積による単価契約になります。立地調査基礎資料作成委託料は、地図データをもとに家屋及び土地の移動の確認作業を委託するものでございます。次のページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料の統合型土地情報システム使用料は、土地情報のクラウド化を運用し、お客様へ適正な図面の提供を行うためのシステム使用料でございます。節18負担金補助及び交付金は、各種団体への交付金です。デマンド交通無料乗車補助金は、申告相談時に自宅から申告会場まで交通手段がない方への往復乗車補助金を計上したものでございます。目2賦課徴収費の節10需用費、印刷製本費は、納付書や封筒などの印刷代を計上したものです。節11役務費の貯金照会事務手数料は、金融機関への預貯金調査手数料になります。車両運搬手数料は車両を差押えた場合に役場や公売会場に運搬するための手数料です。錠前解除手数料は、滞納者の家を検索する際、出入口が施錠されていた場合に業者に解除をしてもらうための手数料です。軽自動車税納付情報提供業務手数料は、軽自動車協会からの移動情報の提供を受けるための手数料で、1件当たり60円の手数料となります。軽自動車環境性能割徴収取扱費は、徴収額の5%を県に徴収取扱費として納付するものでございます。節12委託料の電算システム委託料は、

令和5年度から開始される地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴うシステム改修業務及び軽自動車税システム改修業務でございます。節13使用料及び賃借料の地方税電子申告支援サービス利用料は、法人住民税申告、給与支払報告書、償却資産申告書などの電子申告審査サービス利用料でございます。次のページをお願いいたします。1枠目の節18負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金は、地方公共団体が共同で運営する団体で、エルタックス会費及び運営負担金を負担するものでございます。軽自動車税通報事務負担金は、軽自動車協会事務に対する負担金でございます。節22償還金利子及び割引料は、町税の過年度分の還付金となります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。おはようございます。それでは町民課所管につきまして御説明を申し上げます。17ページになります。歳入です。2枠目、目2衛生費負担金、節1保健衛生費負担金、墓地公園管理負担金につきましては、26件分の管理負担金を計上しております。次のページをお願いいたします。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、説明上段の墓地公園永代使用料につきましては、1区画分について計上をさせていただいております。次のページをお願いいたします。1枠目、目1総務手数料、節2戸籍関係手数料から節5諸証明手数料につきましては過去2年間の実績をもとに計上しております。目3衛生手数料、犬登録手数料及び狂犬病予防注射手数料につきましては、過去2年間の実績をもとに参考に、また登録につきましては60頭を、予防注射につきましては780頭分をそれぞれ計上しております。一般廃棄物処理業清掃許可手数料につきましては、令和4年度に許可期限を迎えます6事業所と車両19台分について計上をさせていただいております。続いて20ページをお願いいたします。2枠目、目1節1戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、補助対象となりますマイナンバーカード交付事務に係る人件費や熊本県が主体となって実施いたしますカード取得促進事業分を計上しております。節2社会保障税番号システム整備費補助金につきましては、法改正に伴うシステム改修費に対する補助金となっております。続いて22ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費国庫委託金、節2戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国籍の方の転入転出等の処理にかかります委託金となります。その下の段、目2民生費国庫委託金、節2国民年金事務委託金につきましては国民年金事務に係る人件費、協力連携事務費に対する交付金となっております。どちらの委託金につきましても過去2年間の実績をもとに算定した金額を計上させていただいております。続きまして25ページをお願いいたします。2枠目、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金、人口動態委託金につきましては、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の五つの届出に係る調査事務費となっております。過去3年間の実績から平均を計上しております。以上で歳入の説明を終わります。45ページをお願いいたします。歳出になります。目16旅券費です。パスポートの取扱い事務費となります。事務説明会等に係る旅費を計上しております。51ページをお願いいたします。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費になります。戸籍住民基本台帳事務に係る人件費、戸籍、住基システムに関わる経費がの主なものとなっております。節3職員手当等の時間外手当につきましては、時間外での戸籍住基の届出、マイナンバーカード交付関連事務、毎週木曜日の総合窓口における町民課業務分になります。節8旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員2名分の通勤手当等研修旅費になります。節10需用費消耗品は戸籍、住基に係る書籍やプリンターカートリッジ等について計上させていただいております。51ページから次のページにかけまして、節12委託料につきましては説明欄各戸籍住基システムの保守及びシステム改修費と説明欄最下段のマイナンバーカード取得促進事業につきましては、県が実施主体となります県内の大規模事業所での出張申請に伴う業務委託となっております。節13使用料及び賃借料につきましては戸籍システム、住基システムのリース料になります。節18負担金補助及び交付金、各協議会の負担金となります。61ページをお願いいたします。中ほどの目5国民年金事務費になります。国民年金に関する手続に

つきまして、申請の受け付けや相談業務を行い、年金事務所や年金機構へつなぐ業務につきましての件費が主なものとなっております。70ページをお願いいたします。目2予防費です。狂犬病予防動物措置や処理にかかる費用になります。節3職員手当等時間外勤務手当は、時間外手当につきましては、休日の迷い犬の保護や動物の死骸処理対応によるものです。節10需用費消耗品は保護犬のえさ代や鑑札、注射済み証などになります。食糧費につきましては狂犬病予防注射打合せ及び予防注射時のお茶代となっております。節11役務費につきましては、保護した犬が抑留中に死亡したときの火葬処理費になります。1頭分を計上しております。節12委託料につきましては、動物措置処理業務委託料は町道、農道、公共施設内で死亡している動物の処理委託になります。続きまして目3環境保全費です。節3職員手当等時間外勤務時間外手当は、時間外での環境出前講座や公害等の苦情対応分になります。節7報償費は、環境美化監視員10名分と各行政から選出いただいております廃棄物減量等推進員53名分を計上しております。環境美化監視員は、環境に伴うパトロールを行い不法投棄の回収などを行っていただいております。廃棄物減量等推進につきましては各行政区においてごみの収集場での違反ごみの確認やリサイクルの分別指導を行っていただいております。節10需用費消耗品の主なものとしましては、生ごみ収集用のたる20個、不法投棄監視用防犯カメラ3個などになります。食糧費は環境美化監視員及び廃棄物減量等推進員との意見交換分を計上させていただきます。水道料につきましては墓地公園分になります。11役務費の広告料につきましては、墓地公園のチラシ分となります。節12委託料ごみ収集業務委託料は、一般家庭から可燃物及び不燃物の収集運搬に係る委託料を計上しております。墓地公園管理委託料は墓地公園に係る除草、剪定、清掃作業分になります。不法投棄物処理業務委託は、回収しました不法投棄の不法投棄物の処理委託料になります。生ごみ収集運搬委託料につきましては一般家庭からの生ごみ収集か所137か所31の事業所からの収集委託料になります。次のページをお願いします。生ごみ処理委託料は回収しました生ごみの処理委託料になります。家庭系の有害ごみ収集運搬委託料につきましては各行政区にある54のリサイクルステーションに、家庭から出されました有害ごみの処理費用になります。有害物選別処分運搬業務委託料につきましては家庭から出されました不燃物を有価物と資源有価物回収事業所において有価物との選別及びクリーンプラザへの運搬業務を委託するものです。資源有価物回収委託料につきましてはリサイクルステーションに出された有価物ごとに相殺し、通常であれば差引き額を歳入で受け入れるところですが、逆有償となった場合のときのための費目存知として計上をしております。節14、15につきましては上下水道課所管となりますので次の17備品購入費になります。環境美化監視員によるパトロールの際の軽トラックに取付けます脱着式パトライトを購入するものです。節18負担金及び交付金、町民課所管分の説明欄の下段二つになります。資源有価物回収事業交付金につきましては、有価物の回収交付金として各行政区へキロ5キロ、協力団体にはリサイクルセンターへ直接持ち込んでいただいているところはキロ7円を交付するものです。人吉球磨環境協議会負担金は町村会から示された金額になります。75ページをお願いいたします。2枠目、目1塵芥処理費です。節18負担金補助及び交付金、ごみ処理及びし尿処理費、斎場費に係る負担金につきましては、1月から12月までの利用実績に基づき算定された額を計上しております。前年度に対して増額の要因としましては会計ごみ処理施設において人件費、燃料費、電気料、焼却工場改修等に係る経費増によるものになります。以上で町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） おはようございます。生活福祉課所管分の令和4年度当初予算について説明させていただきます。9ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、番号1番保育所等整備事業費補助金、期間、令和5年度から令和5年度まで、限度額8,182万6,000円となっております。これは、まこと保育園の新築工事に係るものでございます。10ページをお願いいたします。地方債につき

ましては、歳入のところで説明をさせていただきたいと思います。17ページをお願いいたします。歳入でございます。2枠目、1段目、節2説明の地域活動支援センター事業市町村負担金は、錦町、相良村の負担金を受け入れるものでございます。その下、相談支援事業町村負担金は、上球磨3町村の負担金を受け入れるものでございます。節3説明保育所負担金は、私立保育園の利用者負担金を受け入れるものでございます。その下、保育所負担金過年度分は、過年度分の利用者負担分を受け入れるものです。節4、説明の養育医療費保護者負担金は、2名分の負担金を計上しております。19ページをお願いいたします。1枠目、目2民生手数料ですが、保育料督促料、督促手数料を計上しております。2枠目、節2説明の障害者医療費負担金は、更生医療、更生医療費、育成医療費、療養介護医療費に係る国の負担分を受け入れるものでございます。その下、障害者自立支援給付費負担金は、障害者介護給付費及び補装具費に係る国の負担分を受け入れるものです。20ページをお願いいたします。1枠目、節4説明の子どものための教育・保育給付交付金は、こども園、保育園の運営費について、公定価格により算出されました金額に対する国の負担分を受け入れるものです。その下、障害児給付費等負担金は、障害児の通所支援サービスに係る国の負担分を受け入れるものです。その下、子育てのための施設等利用給付交付金は、無償化による1号認定の児童の午後からの預かり保育利用料における国の負担分を受け入れるものです。節5児童手当事業費負担金は、中学生以下の児童に支給されます児童手当の国の負担分を受け入れるものです。節6養育医療事業費負担金は、低体重児の出産後にかかる医療費について国の負担金を受け入れるものです。21ページをお願いいたします。2枠目、目2、節1の障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業に係る補助金を受け入れるものです。節2説明の子ども・子育て支援事業交付金は、一時預かり、子育て援助活動支援、延長保育、放課後児童健全育成、病後病後児保育の失礼しました。病後児保育の各事業について国の補助金を受け入れるものです。その下、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金は、保育士の質の向上のための研修に対する国の補助金を受け入れるものです。その下、保育所等整備交付金は、まこと保育園の新築工事にかかります国の補助金を受け入れるものでございます。その下、子ども家庭総合支援拠点運営事業費補助金は、令和4年度に設置を計画しております総合支援拠点の運営費に対します国の補助金を受け入れるものでございます。その下、保育士等処遇改善特例交付金は、令和4年9月までを事業期間として実施されます保育士等の賃金引上げに対する国の負担分を受け入れるものです。節3の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、住民税非課税世帯へ、住民税非課税世帯等へ10万円の給付を行うものでございますが、令和3年度内に対応できなかった家計急変世帯等への給付を実施するための国の補助金を受け入れるものです。22ページをお願いいたします。2枠目、2段目の節1説明の特別児童扶養手当事務委託金は、受給者数に対する事務費を受け入れるものでございます。3枠目からは県からの歳入となりますが、国からの歳入にて説明しました県の負担割合の歳入につきましては説明を割愛させていただきます。23ページをお願いいたします。1枠目、節7救護施設費負担金は、事務費の費弁基準、失礼しました。支弁基準額、保護費の基準額に基づきそれぞれを受け入れるものでございます。2枠目、2段目の節1説明の民生委員協議会活動費補助金は、協議会の委員数に対する定額分と推薦会運営費に係る県の補助金を受け入れるものです。節3説明の障害者住宅改造助成事業費補助金は、障害者の方の自立促進や介護の負担軽減を図るための住宅改造費用に対する県の補助金を受け入れるものです。その下、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度の障害者の方の医療費につきまして県の補助金を受け入れるものでございます。説明の4段目になります。難聴児補聴器購入費助成事業費補助金は、軽度中度の聴覚障害のある児童の補聴器購入に係る県の補助金を受け入れるものでございます。節4説明の多子世帯子育て支援事業費補助金は、夫婦年収360万から960万で、2歳児までの第三子以降の保育料について県の補助分を受け入れるものでございます。その下、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、認定こども園の施設型給付費に対しまして県の補助金を受け入れるものでございます。2

4 ページをお願いいたします。1 段目、節 5 説明の乳幼児医療費補助金は、3 歳までの乳幼児及び多子世帯の世帯の 4 歳から 6 歳までの児童の医療費について県の補助金を受け入れるものです。節 6 ひとり親家庭福祉費補助金は、ひとり親世帯の親、児童の医療費について県の補助金を受け入れるものでございます。28 ページをお願いいたします。3 枠目、目 1 の延滞金の説明保育料延滞金は、費目存置となっております。29 ページをお願いいたします。2 枠目、目 1 説明の自己負担金は、救護施設利用者の負担金を受け入れるものでございます。目 4 雑入の説明、しらがね寮職員給食費は、宿直職員の夕食費を受け入れるものでございます。30 ページをお願いいたします。目 2 民生債につきましては、右に記載されております四つの事業につきまして地方債を受け入れるものでございます。47 ページをお願いいたします。歳出になります。目 19 地域おこし協力隊費のうち生活福祉課所管分としましては、節 12 説明の地域おこし協力隊コーディネート業務委託料となります。社会福祉協議会へ地域おこし協力隊 1 名分の業務について委託するものでございます。55 ページをお願いいたします。3 枠目、目 1 社会福祉総務費になりますが、節 1 の報酬は民生委員推薦会にかかります委員報酬となっております。56 ページをお願いいたします。節 7 の報償費は、戦没者合同追悼式謝金、社会を明るくする運動作文の副賞の費用、ふれあい福祉センター愛称募集に係る副賞の費用を計上しております。節 8 旅費につきましては、民生委員推薦会委員の費用弁償と職員の会議等出席の普通旅費となっております。節 10 需用費、消耗品費は、社会を明るくする運動や戦没者合同追悼式関係、書籍に係るものが主なものとなっております。食糧費につきましては、戦没者合同追悼式時の弁当代が主なものとなっております。節 11 役務費につきましては、成年後見人申請に係る手数料と戦没者合同追悼式に使用しますシーツのクリーニング代となっております。節 12 委託料につきましては、総合相談事業や、災害時避難要支援者支援システムの保守や改修委託料となります。節 13 使用料及び賃借料はデマンド交通システムのサーバーや車載機の使用料、57 ページになりますが、災害時避難要支援者システムのリース料となっております。1 段目節 18 負担金補助及び交付金は、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、デマンド交通、遺族会への補助金と成年後見制度利用支援事業への助成金となっております。節 19 扶助費は、緊急時に保護が必要となった方の 5 日分の食料として 2 名分を計上しております。59 ページをお願いいたします。目 4 障害者福祉費です。節 1 報酬は、保健福祉総合計画委員、障害支援区分認定調査員の報酬となります。節 3 職員手当は、相談業務等における職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員の期末手当となっております。節 4 共済費は、会計年度任用職員に係る社会保険料となります。節 7 報償費は、障害、知的障害者相談員への謝金となります。節 8 旅費は、障害福祉計画中間報告に伴う委員への費用弁償と会計年度任用職員の通勤手当、職員の各会議出席に伴います普通旅費となります。節 10 需用費は、書籍購入や受給者証、資格証に係る消耗品費と印刷製本費となっております。節 11 役務費は、更生医療、障害介護、医療介護、失礼しました。療養介護医療の支払いや医師意見書に係る手数料となります。節 12 委託料は、システム改修や障害者支援事業所への委託料となります。節 13 使用料及び賃借料は、60 ページにまたがりませんが、システム使用料や障害者の方々に関係する団体、事業所等への負担金となります。節 19 扶助費は、これも 61 ページにまたがりませんが、障害者の方々が利用されます医療、介護や生活支援での補装具、住宅改造、自動車運転免許取得などの費用に対し助成を行うものでございます。節 27 繰出金は、球磨郡障害認定審査会へ繰り出すものとなります。62 ページをお願いいたします。2 段目、目 7 社会福祉施設費は、生活福祉課所管分のヘルシーランド、ふれあい福祉センター、高齢者、失礼しました。高齢福祉課所管分の白寿荘の管理に関する予算となりますが、生活福祉課所管分としましては、ヘルシーランド、ふれあい福祉センターの指定管理委託料や樹木の伐採委託料、備品購入費、温泉協会への負担金が主なものとなります。3 段目、目 8 子育て世帯等臨時特別支援事業費は 63 ページにまたがりませんが、住民税非課税世帯や生活困窮世帯へ 10 万円を支給する事業となりますが、令和 4 年度にて対応する 146 世帯分の事務費と給付金となっております。

ります。1 枠目、2 段目の目9 大学生への臨時特別給付金支給事業費につきましても、令和4 年度にて対応する150 人分の給付費と事務費となっております。2 枠目、目1 児童福祉総務費ですが、節1 報酬は社会福祉総合、失礼しました。保健福祉総合計画策定委員の報酬となっております。節7 報償費は、85 人分の出生祝い金と研修時の講師謝金となっております。64 ページをお願いいたします。節8 旅費につきましても、関係会議や研修会への出席に伴います旅費が主なものとなります。節10 需用費は、書籍購入や虐待防止啓発グッズ購入のための消耗品費となっております。節11 役務費は社会福祉士が連絡相談用として使用しております携帯電話料や国保連合会への審査手数料となっております。節18 負担金補助及び交付金は、保育園、こども園、放課後児童クラブへの運営費補助や、病児病後児保育事業への負担金、保育士等の処遇改善臨時特例交付金ですが、令和4 年度、令和5 年度におきましてもこと保育園の園舎新築工事が計画されておまして、令和4 年度分の保育園等整備事業費補助金を計上をしております。節19 扶助費につきましては、障害児及び発達障害児に対する通所支援事業に係るものとなっております。2 枠目、目2 児童手当事業費は、65 ページにまたがりありますが、中学生までの児童に支給されます児童手当に係るものとなっております。1 枠目、目3 子ども医療費助成事業費は、医療費のネット申請に係るシステムの保守改修の委託料と9 月から助成対象としております高校生までの医療費につきましても扶助費として計上しております。目4 ひとり親家庭福祉費は、球磨郡母子、球磨郡母子寡婦福祉連合会への負担金とひとり親家庭の親、子どもへの医療費に対する助成金を扶助費として計上しております。目5 養育医療事業費は、低体重児の医療に係る経費に対しまして助成するものでございます。2 枠目、目1 救護施設総務費になります。節1 報酬は、会計年度任用職員11 名の報酬や、宿直手当、特殊勤務手当となります。66 ページをお願いいたします。節10 需用費につきましても、施設事務所側の光熱水費1 か月分と修繕料が主なものとなります。節11 役務費は、電話料、各手数料、公用車の自賠責や施設の損害補償の保険料となっております。節12 委託料は、67 ページにまたがりありますが、電気保安協会、防火設備等施設管理上必要な委託料と調理業務や救護施設医師の委託料となっております。1 段目、節13 使用料及び賃借料は、コピー機や防犯カメラ防犯センサーに係るものが主なものとなります。節18 負担金補助及び交付金は、各救護施設協議会や県社会福祉協議会と研修時の負担金となっております。節26 公課費は、公用車の重量税となっております。2 段目、目2 救護施設事業費となります。節7 報償費は、利用者の健康や体力維持などの目的で実施されております音楽や3B 体操における講師謝金となっております。節10 需用費は、利用者支援に必要な消耗品費や施設の11 か月分の光熱費と修繕料、利用者の食事にかかります賄い材料費となっております。節11 役務費は、68 ページにまたがりありますが、利用者の検診手数料や厨房の換気扇の清掃手数料、交流会時の災害保険料とクリーニング代となっております。以上、生活所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） おはようございます。それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。歳入、17 ページをお願いいたします。2 枠目、目1 民生費負担金、節1 老人福祉費負担金。養護老人ホーム入所者負担金は、令和3 年度の実績見込額をもとに1 か月当たりの対象者数25 人で計上をしております。次のページをお願いいたします。目2 民生使用料、節1 社会福祉施設等使用料、白寿荘の使用料を計上しております。次のページをお願いいたします。下の枠になります。目1 民生費国庫負担金、節1 老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金につきましても、低所得者第1 段階から第3 段階の方の介護保険料軽減措置として軽減した額の国庫負担金となります。負担割合は国2 分の1、県と町が4 分の1となっております。22 ページをお願いいたします。下の1 番下の枠、目2 民生費県負担金、節1 老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、県負担分4 分の1 でございます。次のページをお願いいたします。下の枠になります。目2 民生費県補助金、節2 老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金は、令和3 年

度の実績見込み額をもとに計上しております。高齢者住宅改造助成事業費は、前年と同様申請件数1件分を計上しております。なお、3年度から県の事業対象限度額が70万円から50万円に引下げられましたことから、4年度におきましても2分の1補助の25万円の計上となっております。低所得者利用者負担対策事業費補助金は、介護サービスを行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として低所得で生活が困難な方に対し、利用者負担軽減を行っている事業への補助となります。その軽減額の4分の3を県が補助するものでございます。権利擁護人材育成事業補助金は、人吉球磨成年後見センターの運営費として市町村が支払う委託料のうちあさぎり町負担分の65%相当額が補助されるものでございます。続きまして歳出について説明いたします。57ページをお願いいたします。目2老人福祉費になります。主な事業について説明をさせていただきます。節7報償費、敬老祝い金につきましては、前年度比20万円の減額となっております。内訳の対象者を3年度当初と比較しますと、祝い金10万円の100歳の方が5人増の13人、2万円の90歳は8人減の129人、1万円の80歳が54人減の148人となっております。次のページをお願いいたします。節12委託料、一行目の人吉球磨成年後見センター運営業務委託料は、センターの運営費として委託先である人吉市社会福祉協議会へ支払うものでございます。2行下敬老会式典業務委託料は、対象年齢を段階的に75歳以上に移行する最終年となります。4年度におきましては3,373人の方が対象となり、前年比23万7,000円の減となっております。次の生活管理指導短期宿泊事業委託料は、家族の冠婚葬祭などの何らかの理由により65歳以上の介護保険未申請者の方が短期で施設を利用される場合の委託料でございます。緊急通報装置システム管理業務委託料は、独居で携帯電話がない人などを条件に通報装置を設置しており、緊急時に対応するための委託料でございます。令和3年度におきましては23県に設置しております。節18負担金補助及び交付金、低所得者保険料軽減補助金は、介護サービスの利用者負担軽減を行っている社会福祉法人等への補助でございます。下から5行目、老人クラブ補助金は、あさぎり町老人クラブ連合会への補助金でございます。シルバーエイト負担金につきましては球磨郡公立多良木病院企業団、介護老人保健施設事業分であり、令和5年度までの負担予定となっております。節19扶助費、高齢者住宅改造助成事業費につきましては、申請件数1件分50万円を計上しております。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、2億9,525万円で、3年度から291万8,000円の減額計上となっております。目3老人保護費になりますけれども次のページをお願いいたします。節19扶助費、老人施設入所措置費につきましては、対象者を前年度比1名減の月平均27名と見込んで計上しております。老人施設入所緊急措置費は、虐待などによる緊急措置の場合を想定した経費を計上しております。62ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、高齢者コミュニティーセンター白寿荘の維持管理費分を計上しております。節10需用費146万3,000円のうち白寿荘に係る分、消耗品費3万円、電気料36万円など合計の46万9,000円を計上させていただいております。節11役務費、消防設備法定検査手数料、節12委託料の委託料2行目の清掃委託料、それから節13使用料及び賃借料のモップリース料、これは5万7,000円のうち2万6,000円が白寿荘分となります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで、私のほうからお詫び申し上げます。先ほど、議案第62号令和4年度あさぎり町一般会計予算についてというところを一般会計補正予算についてと申し上げてしまいました。訂正してお詫びを申し上げます。大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） そう。それでは、健康推進課所管分について説明させていただきます。18ページをお願いいたします。目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料、説明2行目の保健センター使用料は、令和3年度見込額に基づき計上しております。19ページをお願いいたします。下の枠の目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、保険者支援のために低所得者層の保険税軽減により、税収が減る分を国が2分の1負担するものです。20ページをお願いいたします。上の枠の目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種に係る負担金で、接種者数に応じて交付されるものです。21ページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金。説明2行目の地方スポーツ事業振興補助金は、令和2年度、3年度に引き続き4年度も健康教室に係る補助金として計上しております。節2衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金は、風疹のワクチン接種の機会がなかった40代50代の男性を対象とした抗体検査に係る補助金となります。当初は令和元年から3年度の計画でございましたが、実施率が低かったために令和4年度から6年度まで期間が延長されております。町内では1,410名の対象者がおられますが、残り994名の方がまだ未実施の状態でございます。次の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、会計年度任用職員や接種券の送料など接種体制に要する費用分として受け入れるものです。22ページをお願いいたします。1番下の枠の目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金。説明2行目の後期高齢者分保険基盤安定拠出金は、低所得者等の保険料軽減分を4分の3負担金として受入れをするものです。節3国民保険事務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、国保の保険税軽減分等に対し負担金として受け入れるものです。24ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明2行目の市町村健康増進事業費補助金から、1番下の利用者支援事業補助金までを計上しておりますが、市町村健康増進事業補助金は、健康相談や健康診査に係る補助金となります。次の自殺対策事業補助金は、心の健康相談やメンタルヘルス相談に係る補助金です。下から2番目の少子化対策総合交付金は、不妊治療や人工授精、不妊治療の人工授精や妊婦健診に係る補助金となります。利用者支援事業補助金については、子育て世代包括センターに係る補助金となります。28ページをお願いいたします。1番下の枠の目1衛生費受託事業収入、節1保健衛生総務費受託事業収入の高齢者の保健事業受託収入は、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する受託事業で、熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する分の受入れとなります。29ページをお願いいたします。下の枠の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金の各種健診個人負担金は、集団健診の個人負担金となります。その下の新型コロナワクチン接種負担金は、他市町村の方をあさぎり町で接種した場合に関係市町村から受け入れる負担金となります。目4雑入、説明の下から5行目、運動教室会費は、入会時の会費や月会費分と上げております。47ページをお願いいたします。歳出になります。目19地域おこし協力隊費ですが、現在、健康運動教室は外部講師の指導により行っておりますが、今後参加者数の増加、また教室枠の増加が見込まれるため、指導体制を強化していくために協力隊員2名分の934万9,000円を予算計上しております。57ページをお願いいたします。目2老人福祉費、節3職員手当等の時間外勤務手当のうち、健康推進課分として26万2,000円を計上いたしております。保険証の切替えの発送や保険料の本算定通知等に係る分として計上しております。58ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の2行目、後期高齢者医療広域連合一般会計共通経費負担金は、広域連合の議会費や職員の人件費、事務経費等に係る負担金です。次の行の後期高齢者医療広域連合特別会計分共通経費負担金は、広域連合の特別会計の事務費等に係る負担金です。二つ下の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金は、保険給付費や高額療養費等の支払いに係る負担金で、医療費の自己負担分を除いた金額の10分の1を市町村が負担することとなっております。節27繰出金の2行目、後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期の特別会計の事務費用と保険基盤安定負担金と、そして歯科健診分として繰り出すものです。61ペー

ジをお願いいたします。目6国民健康保険事務費、節3職員手当の時間外勤務手当は、保険証の切替え、国費県費の申請やコロナワクチン対応に伴う時間外分を計上しております。62ページをお願いいたします。節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金や財政安定化支援事業、出産育児一時金、未就学児均等割保険料と法定内繰出金となります。68ページをお願いいたします。1番下の枠の目1保健衛生総務費、節1報酬の地域担当医療専門職報酬は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における栄養士の報酬分です。次の会計年度任用職員は、産休育休代替職員の保健師2名、栄養士1名と保健師業務補助1名分を計上いたしております。節3職員手当の69ページをお願いいたします。会計年度任用職員期末手当は、報酬で説明した会計年度任用職員分となります。節7報償費の口腔ケア等健康教育時謝金は、歯科衛生士への謝金となります。節12委託料の健康管理システム保守委託料は、健康診断や予防接種の管理等を行うシステムの保守費用となります。次の健康管理システム改修委託料は、人間ドックや特定健診等の項目等の追加や修正に係る改修費となります。節13使用料及び賃借料は、健康管理システムのリース料とシステムのサーバー使用料を計上しております。節18負担金補助及び交付金の病院事業負担金は、公立多良木病院への負担金です。次の病院群輪番制病院運営事業負担金は、人吉医療センターと公立多良木病院への休日夜間の救急外来対応分の負担金です。70ページをお願いいたします。説明の鍼灸治療費助成金は、500円券を4,500枚分を予定しております。次の休日在宅当番事業負担金は、休日における医療確保のため当番医療機関へ支払うものです。71ページをお願いいたします。目4健康増進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当は、集団健診通知の発送や当日の早出対応、結果説明や次年度申込みの通知や取りまとめ分として計上しております。節12委託料の集団検診委託料は、集団検診、がんセット検診等の委託料となりますが、4年度からは検診会場を1か所にすることからシャトルバスの委託料も含めております。目5母子保健事業費の節1報酬の医師報酬は、乳幼児健診時のものになります。節3職員手当等の時間外勤務手当は、発達相談対応、コロナワクチン接種の応援に伴うものや母子保健事業の訪問後の整理業務などに係る分として計上しております。節7報償費の乳幼児健診時謝金は、1歳半、3歳児健診時や発達相談等に係る謝金となります。72ページをお願いいたします。節12委託料、健康診査委託料は、妊産婦検診に係るもので、今年度対象者を85名見込んでおります。節17備品購入費はスポットビジョンスクリーナープリンターセット、で3歳児健診時の視力検査とは別に、屈折異常による弱視を早期発見するためのスクリーニングとして使用するものです。節18負担金補助及び交付金の不妊治療費補助金は、19件分を見込んで計上しております。目6予防接種事業費、節1報酬の会計年度任用職員報酬は、新型コロナワクチン接種に伴う通常勤務が事務職3名と看護師1名、接種日のみの勤務の事務職が10名と看護師6名分を計上しております。次の医師報酬は新型コロナワクチン接種に伴う医師報酬分となります。節3職員手当等の時間外勤務手当は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌接種に係る業務や新型コロナワクチン接種に係る業務分として計上しております。73ページです。節12委託料の個別接種医療機関委託料は、小児用の各種予防接種や高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌、風疹等の医療機関への委託料となります。集団接種医療機関等委託料は、新型コロナワクチン接種に係る委託料となります。目7健康づくり推進事業費です。節3職員手当等の時間外勤務手当は、健康づくりの出前講座や糖尿病関係の研修会、乳幼児健診対応に伴う分として計上いたしております。74ページをお願いいたします。節12委託料、健康ポイント事業事務委託料は、健康応援券の換金業務をあさぎり町商工会に委託するものです。節18負担金補助及び交付金には、食生活改善推進協議会補助金を計上しております。目8スマートウェルネスシティ事業費、節12委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料は、令和2年度から始めて令和4年度で3年目となります。2年度の1期生は99名が現在48名、3年度の2期生分は87名と運動教室の参加者の個々の状態に合ったプラン設定をタニタヘルスリンクとつくばウェルネスシティに委託して行っており、4年度においても3期生100名を見込んで教

室を開催し、健康づくりのデータを収集し、町全体の健康づくりに広げていくようにするものです。その下の運動指導業務委託は、その運動教室における指導を委託するものです。目9保健センター管理費は、免田、岡原の保健センターの管理費用です。節10は需用費の電気ガス水道代や、75ページをお願いいたします。節12の委託料の清掃や点検委託料が主なものですが、節14工事請負費では、電気設備の点検により高圧受電設備の改修が必要と報告が上がってまいりましたので、4年度に改修工事を計上しております。以上で健康推進課所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明をいたします。9ページをお願いいたします。第2表債務負担行為です。番号2の中学校印刷機賃借、3の中学校複写機賃借は、いずれも令和4年5月から令和9年4月までの賃借契約を計画しているため、債務負担行為を行うものです。限度額は記載のとおりです。17ページをお願いいたします。歳入を説明します。最後の枠です。目4教育費負担金、節1小学校費負担金、節2中学校費負担金、日本スポーツ振興センター負担金は、学校の管理下で起きたけが等の事故に対しての医療費を給付する共済制度の保護者負担金です。1人当たり保護者負担金460円です。18ページをお願いいたします。最後の枠です。目7教育使用料、節1学校施設使用料は、町内小・中学校の体育施設使用料です。節2教職員住宅使用料は、ALTが入居予定の深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の使用料です。節3生涯学習施設使用料は、須恵文化ホール、せきれい館、上校区公民館、生涯学習センターの使用料です。節4保健体育施設使用料は、町内の体育施設の使用料です。25ページをお願いいたします。1枠目の4段目です。目7教育費補助金、節1教育費補助金、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金は、各小学校5年生を対象に水俣を訪れ学習するための県補助金です。補助率は2分の1です。地域学校協働活動推進補助金は、中学3年生対象の地域未来塾と小学三、四年生対象の放課後子ども教室の学習支援を行う事業に対する補助金です。補助率3分の2以内です。中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、英語検定を受検する中学生を対象として受験料の3分の1を県が補助するものです。26ページをお願いいたします。1番目の枠です。節1教育費委託金、人権啓発活動事業委託金は、県から深田小学校へ事業委託します人権の花づくりの委託料です。27ページをお願いいたします。下から2番目の枠です。目8学校教室施設整備基金繰入金、節1学校教育施設整備基金繰入金は、今後増大する学校施設整備事業に備え積み立てるものです。29ページをお願いします。中ほどになります。目3給食事業収入、節1学校給食費は、給食費を町の歳入として受け入れるものでございます。節4雑入、説明の4行目です。英会話教室参加料は、一般向け英会話教室の参加料です。節1雑入の中ほどの太陽光発電売電収入は、各小学校に設置しておりますソーラーパネルによる売電収入です。買取価格は1キロワット当たり7円でございます。30ページをお願いします。最後の枠です。目7教育債節1学校施設整備事業債は、給食センター小型ボイラー更新事業とあさぎり中学校長寿命化改修事業分でございます。起債限度額は1,460万円です。次に、歳出を説明いたします。39ページをお願いいたします。説明欄の下から7行目になります。節12委託料、設計委託料のうち150万円は旧岡原給食センター解体工事設計委託業務に関するものでございます。40ページをお願いします。中ほどになります。節14工事請負費のうち1億1,000万円は、旧深田中学校解体工事事業に関するものでございます。104ページをお願いいたします。職員の人件費にかかるものと前年度と比較し、ほぼ変わらない事業についての説明は省かせていただきます。目1教育委員会費は、教育委員会の運営費です。目2事務局費は医師報酬、教育長及び学校教育担当職員、指導主事等の人件費でございます。105ページをお願いします。目3教育振興費は主にALT、英語サポーター、教育審議員の人件費等になります。節1報酬、学校規模等適正化審議会委員会報酬は、前年度と比較し増加しております。開催回数を2回増やしたことによるものです。節10需用費、修繕費の増加は、児童生徒に配布しておりますギガスクール用タブレットの

修繕の見込み分でございます。次に106ページをお願いいたします。中ほどになります。GIGAスクール運営支援センター業務委託料を新たに計上しております。タブレットの使用時にトラブルが生じた場合の対応を広域的に支援する運営支援センターに業務を委託するもので、新たに計上しております。節13使用料及び賃借料、ソフトウェア使用料は、前年度と比較し減少しております。事業支援ソフトロイロノート使用料が令和4年度まで無料となったことから減少しております。説明欄の下から4行目です。学校ICT機器リース料も減少しております。電子黒板32台分のリースが、令和3年。令和4年8月で終了するためです。以降は町の所有となります。107ページです。節18負担金補助及び交付金の1行目、県中体連出場選手派遣負担金を令和2年以来計上しております。令和3年度は繰越金で運営できておりましたが、繰越金が減少したことにより負担金が発生したものです。目4教職員住宅費は、深田地区にあります椿坂及び下里教職員住宅の維持管理費です。108ページをお願いします。項2小学校費、目1学校管理費、節7報償費、講師謝金は各学校で開催しております文化鑑賞開催に伴う講師謝金を補助金として支出するため減少しております。109ページをお願いします。節12委託料の説明欄の1行目です。雨樋等メンテナンス作業委託料は新規事業です。各小学校の校舎にある雨樋の清掃は危険を伴うため、業者に、清掃を委託するものでございます。中ほどの植木剪定委託料は、令和3年度に項目の枝剪定を実施するため前年と比較し減少となっております。その三行下です。設計監理委託料は免田小学校内部壁補修工事と深田小学校玄関屋根と改修工事の設計業務委託料です。節14工事請負費は、免田小学校特別支援学級空調設備工事と岡原小学校パソコン室空調更新工事、須恵小学校国旗掲揚台更新工事、深田小学校図書室空調更新工事でございます。節16公有財産購入費は、上小の理科室と免田小学校の体育館のカーテンの取替え分でございます。節17備品購入費、一般備品購入費は、主に免田小学校の校内放送施設の更新によるものでございます。節18負担金補助及び交付金、小学校芸術鑑賞補助金は、先ほど説明いたしました講師謝金から補助金へと支出目的を変更したものでございます。110ページをお願いいたします。2枠目です。項3中学校費、項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、特別支援教育支援員報酬と節3職員手当等、会計年度任用職員期末手当及び節4社会保険料は、特別支援教育支援員を現在の4名から1名増員し5名としたため増加しております。節10需用費、消耗品費は、昨年度教科書改訂に伴う消耗品費を計上しておりましたが、その分が減少となっております。111ページをお願いいたします。節11役務費の説明の欄の2行目になります。体育器具劣化検査料は、2年ごとの検査委託料でございます。節12委託料の説明の3行目です。雨樋等メンテナンス作業委託料は新規事業でございます。高所にある雨樋の清掃は危険を伴うため業者へ清掃を委託するものでございます。その4業者の事務機器保守委託料は、図書管理システムリースが令和4年8月から再リースに伴う保守点検料でございます。最後の行、設計監理委託料はあざざり中学校石綿含有建材全棟調査の委託料になります。112ページをお願いします。中ほどになります。節18負担金補助及び交付金、部活動運営補助金、その下の部活動各種大会出場補助金は、過去3年間の実績に基づき算出しております。説明欄の最後の行でございます。中学校芸術鑑賞補助金は、昨年まで節7の報償講師謝金から支出目的を変更したことでこちらのほうで計上しております。節19扶助費、要保護準要保護生徒就学援助費は、前年度と比較し増額となっております。対象者が小学6年生から中学校に進学することが主な理由でございます。目2スクールバス運行費は、中学校のスクールバス運行に関する経費でございます。113ページをお願いします。目1生涯学習総務費、社会教育は、社会教育委員会の運営と社会教育担当職員の人件費が主な経費でございます。節1報酬、会計年度任用職員、節3職員手当、会計年度任用職員期末手当及び節4共済費、社会保険料は、私傷病休暇職員の代替職員の人件費でございます。節10需用費、消耗品費は深田小学校が取り組みます人権の花関係の消耗品費が入っております。114ページをお願いします。目2公民館費、節1報酬、会計年度任用職員、節3職員手当、会計年度任用職員期末手当、節4共済費、社会保険料は新規になります。令和

4年度から地域学校協働活動推進員を委嘱から会計年度任用職員として雇用するものでございます。節7報償費に新たに取り組む小学3年生を対象に基礎学力定着を目的とした放課後子ども教室の講師謝金が新たに含まれております。節11役務費、登記手数料は認可地縁団体に移譲する公民分館の保存登記手数料6件分でございます。115ページをお願いします。目3文化財保護費は、昨年度と比較し減少しております。文化財の譲渡による経費及び文化財補修のための補助がなかったためでございます。116ページをお願いします。目4文化ホール運営費は、昨年度より減少しております。文化ホール改修工事業が今回ないためでございます。節13使用料及び賃借料、コピーリース料は新しくコピー機をリースするものでございます。117ページをお願いします。目5図書館費は、図書館の管理運営に関する経費を計上しております。節18負担金補助及び交付金、県立図書館資料受取返却事業負担金は新規でございます。これは、事前に予約した熊本県立図書館資料をあさぎり町生涯学習センター図書館で受け取り、返却する連携サービスのための負担金でございます。目6生涯学習センター事業費、生涯学習センターの維持管理に係る経費でございます。節10需用費、説明の5行目の電気料は、実績により増加計上しております。118ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料、コピーリース料は、新規コピーリース料を含め増額となっております。節14工事請負費は、生涯学習センタートイレ排水管取替え工事費でございます。節17備品購入費は、AED更新のための費用でございます。次の枠の目1保健体育総務費は、スポーツ推進に係る経費及び社会体育担当職員の人件費等を計上しております。節11役務費、ピアノ運搬手数料と119ページをお願いいたします。節12委託料の説明の4行目になりますけれども、ピアノ台作成委託料は、令和4年7月28日に免田体育センターグラウンドで開催予定のNHK夏季巡回ラジオ体操の経費でございます。一行目の看板作成委託料は、これまで役務で計上しておりました製作につきましてを今回から委託料で計上するものでございます。節18負担金補助及び交付金、球磨郡体育協会負担金は、前年度繰越金があるため減少となっております。目2体育施設費、体育施設の維持管理経費を計上しております。節8旅費は増加しております。現在あさぎり町は南九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会の会長、事務局を務めております。令和4年5月に沖縄県で開催されます総会出席者3名分の旅費を計上しているためでございます。節10需用費、修繕料は、公用車3台の車検に伴うものと、B&Gプールのポンプの修繕により増加しております。120ページをお願いします。節11役務費、遊具点検手数料は、新規でございます。運動公園内にある遊具施設の点検を専門業者に委託するものでございます。今後2年に1回の割合で実施する計画であります。節12委託料、この中の新規分を説明いたします。説明の欄の下から5行目でございますけれども、相続人等調査業務委託料は令和3年度中に調査が終了しなかった深田高山運動公園内の民地相続人の調査業務委託料です。その下の水中運動教室講師派遣業務委託料は、これまで講師謝金で計上していたものをこちらのほうに組替えたものでございます。中継ポンプ槽維持管理業務委託料は、上総合運動公園内の下水道中継ポンプの故障が今回発生したことにより新たに業務を委託するものでございます。その下の除草業務委託料は、B&Gプールに隣接しております永才運動公園の除草業務です。これまで永才区老人会がボランティアでの除草作業に御協力いただいておりましたが、会員の高齢化で作業が困難となり協力できなくなったということで、今回業務を町が業者へ委託するものでございます。用地取得業務委託料は、深田高山運動総合公園内の土地所有者移転登記手続請求に関する訴訟に関する業務委託料です。節17備品購入費は、主に高山運動総合公園クラブハウスとあさぎり中学校体育館のAEDの更新の購入費でございます。121ページをお願いします。目1給食センター運営費は、学校給食センターの運営費です。節1報酬、会計年度任用職員報酬、節3会計年度任用職員期末手当、節4共済費、社会保険料は令和4年3月から雇用しております会計年度任用職員の経費でございます。節10需用費、消耗品費は、昨年度は給食用の箸を購入しましたが令和4年新たな購入計画がないため前年度比較し減少しております。賄材料費は給食の材料費でございます。1食当たり小学生

236.14円。中学生277.99円で、184回分を計上しております。121、122ページをお願いいたします。節12委託料、給食調理配送等業務委託料に今回新たに業務用空調機器の法定点検、保守点検業務委託を加算したため増額となっております。節14工事請負費は、小型ボイラーの更新工事費でございます。節17備品購入費は給食配送車1台とサラダ缶52缶の更新購入費でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 追加説明ありませんか。はい、蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい、すいません。生活福祉課所管分につきまして68ページの説明ができておりませんでしたので説明をさせていただきます。救護施設事業費となりますが、1枠目の節13から説明をさせていただきます。節13使用料及び賃借料はテレビの受信料やモップの使用料、社会見学時の駐車場等の使用料となっております。節18負担金補助及び交付金は、各種大会への参加負担金や予防接種に係る負担金となります。節19扶助費は、利用者の利用者が使用します日用品等の施設生活に必要な物品の購入に対し支給するものでございます。2枠目、目1災害救助費は、火災等における災害に対しての見舞金2件分を計上しております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにないですか。はい。木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、58ページをお願いいたします。下から2行目の節27繰出金のところで、さきほどの説明時には、介護保険特別会計繰出金は2億9,525万円で、3年度から291万8,000円の減額計上となっておりますと説明いたしましたが、正確には3年度予算額2億9,525万円から291万8,000円減の2億9,233万2,000円の計上となります。以上、お詫びして訂正をさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにありませんか。ここで休憩をいたしたいと思いますが、午後からは私がコロナウィルス感染予防接種のために欠席いたしますので、地方自治法第100条第1項により副議長が議長の職務を行います。午後は13時30分からです。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。追加説明の申出があります。教育課長から答弁の申出がありますので、これを許可いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。それでは追加説明をさせていただきます。109ページをお願いいたします。109ページ、説明の一行目雨どい等メンテナンス作業委託料と111ページの節12委託料の説明の欄の3行目雨どい等メンテナンス作業委託料、先ほどの説明では新規事業と申しておりましたけれども、これは隔年による事業ということで説明を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 追加説明はありませんね。それでは説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は各課ごとに行っていきます。それで質疑が足りないようであれば、一括で質疑をしていただく時間を設けたいと思います。それでは最初は税務課についての質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） あれ、入っとつですね、すいません。えっとですねすいません。えらい申し訳ない。ページ49の節、節、節12の委託料で、固定資産固定資産家屋評価業務委託料の2,261万8,000円がありますよね。面積によるということできっき説明されましたが、これちょっともうちょっと詳しく言ってもらいたいのと、それと固定、その上の固定資産土地評価業務委託料、707万、3年に一度改正

するということで報告ありましたが、ここをちょっともうちょっと詳しくお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。まず議員の質問ですけれども、固定資産課税家屋、固定資産税家屋評価業務委託ですかね、これについては面積と日当単価と面積単価で契約をしております。と面積単価が510平米の単価が244円。12万4,400円。それから50平米以上150平米未満が、これは棟単価になります。31棟で単価が4万500円で金額が125万5,500円。それぞれ細かくなっておりますので、これを全て足したものが単価契約というふうになっております。それと、固定資産課税土地評価業務、この件ですけれども、これ3年に1回の評価替えに伴うところの委託料でございまして、3年に1回ずつ、3年に1度評価替えをするんですけれども、毎年毎年その更新をしていくのでその委託料が必要ということになります。3年後の評価替えへの為の適正な評価額の見直しですね、このための作業を行うものです。以上でございします。

◎副議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） そうしたら今の固定資産税資産土地評価業務委託料というのは、3年に1回適正な金額になるか確認するためにこのお金が要るっちゅうことですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） はい。土地の評価替えをですね3年に1回行いますが、3年に1回行ってその翌年からですねまた次の3年後に向けた調査を行います。3年間かけて調査をして評価したものを評価替えがえをしていくという形になりますので、毎年この程度の金額が必要になるということです。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） よろしいですか。ほかにありませんか。皆越委員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番皆越です。税の教育表彰っちゅうことで町長が表彰されるというようなことで御説明がありました。で、この広報紙にもですね、町長自らこの表彰されている写真が載っておりますけれども、これは全小学校に応募をされてこれから選ばれるんですかね。小学校・中学校合わせてですかね。どのくらいの応募数があるんですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。この租税教育表彰賞品代ということですが、これ租税教育推進週間といいますかその期間に習字、小学校は習字、中学校は作文を募集します。そこで特に優秀だったお子さまにこの町長賞、小学校は税務署長賞ですがそういったものが送られますが、中学校にはないものですから、町長賞というのを設けております。今回は、町長賞の応募は中ありませんでしたけれども、各小学校から習字の応募はあっております。応募数については把握しておりません。申し訳ございません。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越委員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。これはですねやはり教育課とも連携されてですね、小学生にこの税を知る週間を身につけていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。議員おっしゃるとおり教育課ともですね連携をとりながら図っていききたいというふうに思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。それでは次に、町民課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 1点だけお尋ねをいたします。70ページの環境保全費8,114万5,000円ということになっておりますけれども、前年度からしましたならば1,069万4,000円増えておりますけれども、この理由についてお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、昨年度からですねかなり負担金が高額になっております。予算説明の中でも少し申し上げましたけれども、大体その今回歳出の増額の主なものとしましては、赤池のごみ処理場施設に関しましては、人件費が、人数が増えたことによりまして人件費が増加しております。それとあと燃料高騰による燃料費の高騰ですね、あとそれとそれに伴いまして電気料、それと一般廃棄物処分委託料が増えていることと、焼却工場等の設備の改修工事が含まれておりまして、その分を全て関係市町村においてですね案分した結果あさぎり町においては今議員が言われましたように1,000万円を超える増額というふうになっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 7番、豊永委員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 今言われた部分につきましては、18番の負担金補助及び交付金のところですかね。ちょっと節によってちょっと説明してほしいんですけども。

◎副議長（森岡 勉君） 中竹町民課長補佐。

●町民課長補佐（中竹 健次君） 環境保全費の主な増額の理由といたしまして、委託料のほうのですね一般廃棄物の収集運搬委託料がですね人件費の増額、それと日数がですね、収集運搬日数の増加等ございまして、金額といたしましては金額はちょっと把握してないんですけど、増額となっております。それと委託料のほうのですね生ごみの、生ごみじゃなくてちょっとお待ちください。ごみ収集運搬のまずは委託料のほうの増額とですねそれとですね、それと人件費の増額もございます。昨年と比べまして人事異動の関係で年代的に50代の職員が異動してまいりましたので、その分がですね金額といたしまして300万円、200万円ほどですね増額になったかと思います。そこが主な理由でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 燃料費が上がって負担が増えたということは分かりますけれども、聞いたかったのは、生ごみなりですね一般収集について量的に増えているのかどうか。その量的が増えると当然増える結果になろうかというふうに思いますけど、人件費であるとか燃料費だけで1,000万程度ですね1,000万もの金額が増えているものですから、それが量的に増えているかどうかをお願いしたいと思いますが。

◎副議長（森岡 勉君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい、すいません。先ほどちょっと私のほうが説明したのが塵芥費のほうでしたので、さっきそちらのほうはちょっと訂正させていただきます。今お聞きになりましたごみの量につきましてですけれども、確かに家庭系の生ごみであればですね、まだ3年度は3月までは出ておりませんけれども、今の現在の時点ですとですね、去年に比べて約昨年在10トンに対して10.01に対してですね、今年がまだ年度途中ですけれども10.129と増えております。あと事業系につきましても、やはり1トンほど増えておりまして、あとですね家庭系と事業系を比べましても、やはりごみの量は増えております。去年は災害ごみがあった、災害ですかねそういったところの影響で若干少なめだったのかなというところもありますが、令和3年度についてはやはり量としては増えてきている状況にあります。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。次に生活福祉課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 8番、山口でございます。57ページの遺族会補助金でお尋ねをしたいと思いますが、その前に今回の施政方針をしていただきましたが、そのことがいい悪いということじゃないことを前置きしておきますが、実は今回の施政方針は、特定の事業に特化されたことを多く記載してありました。やはり地方自治体町政は、人が生まれる前から終焉までの幅広い仕事をしますんで、どうしてもそういった分野での施政方針に対しての一般質問をいろいろと考えておりましたので、今回は私自身はしづらいと思い

ましたので一応一般質問を取り下げました。それで、こうやって予算審議の中でですねお尋ねしていくということになります。議長にもあらかじめお断りをしようと思うんですが予算の審議でありますので、それから外れないようにはするつもりではありますが、もし横道にそれようであれば注意されて結構でありますので、よろしくお願いいたします。それでは、最初申し上げました遺族会の補助金でございますが、たしかもう戦後今年77年だと思っておりますが、やはり家族を残しふるさとを離れて戦地に赴かれ、祖国のために命を落とされた尊い英霊たちの遺族の皆さんも、先ほど申し上げましたとおり77年経過しようとしております。さすがにもう高齢になられ、場面によりましてはもう弔慰金の対象者もほとんど少なくなっていくというふうに伺っております。そういう中で遺族会が続けられておりますけれども、やはりその遺族会も高齢の方ばかりであります。その方たちが会を維持していく、あるいは慰霊塔等の管理をしていただくということは大変重い負担になってるというふうに伺っております。それで今回の補助金に対しましてですね、これは後で教育課にもお尋ねすることになろうと思うんですが、やはりこのデジタル化というのはありがたい話ではあるんですけども、やはり高齢の方たちが補助金交付要綱に基づいてですね補助金交付申請をしてくる。その実績報告をしてくる。あるいはいわゆる活動等の写真等を添付してくれと。これはもう行政の仕事として間違ってるわけではありません。しかしやはり高齢者の方にとってはですねやっぱりこれが負担になるということもあるやに聞いております。そこでやはり社協のほうでいろいろとお手伝いをしていただいているというふうに伺ってはおりますけれども、やはりこれから町としてもですねやっぱり何らか考えていく必要があると思うんですね。そういう意味ではもう私は町長にお答えいただきたいんですが、そういったところに何らかの配慮をお願いできないかというのが1点。2点目はですねやはり高齢化になりましたので、慰霊等々の維持管理、やはり大変であります。多分これくらいの補助金ではなかなかこう賄いきれないというふうに思います。したがってもちろんいわゆる政教分離のことは重々承知した上でのお話なんで、そこあたりも町長のほうもお含みになってですね、やはり町から何らかの形でその維持管理にお手伝いをしていただくというようなことも考えられないかということを質疑いたします。よろしく。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、まず施政方針につきましては今山口議員から教えていただきましたことに留意しながらまた次年度からは考えていき、作成していきたいと思っております。それから高齢者の団体に対する申請、それから報告、そういうものに対する配慮ということですが、それにつきましてはですね、やはり役場職員とか社協の職員あたりがやっぱりいろいろとお手伝いしながら作成していると思っております。例えば区長会の報告にしましてももうパソコンをどんどん使う区長さん多いですし、やはり職員の支援員がお手伝いしながら職員が作ってお手伝いしたものを提出されるものもありますのでですね、そういうふうになかなか高齢者の方々が今すぐにデジタル化ができるわけでもありませんので、そういういろんな意味でですね、高齢者の方々があまりそこに負担にならないようにいろんな形でお手伝いができるようにしていきたいと思っております。それから3番目の忠霊塔の維持管理ですが、正直私もその問題についてはですねどこに相談したらいいのか、おっしゃるとおり今五つあります。私はもうできればどこか一つにまとめたらいいのじゃないかなと思ってます。でもそれぞれこれまでの長い歴史がありますので、皆さん方の意見を聞きながらどのようにやっていくか、正直なところまだ私もそこのところは何も考えが及ばない。でもやはり慰霊塔のそばを通りますと、やはりその辺は今言われたように本当に維持管理が大変で、私もたまたま通ったときにその除草作業とか、夏場ですね。やっておられるところに立ち寄ったことがあります、ほんとこれがつまみでできるのかなという感じがありますので、特に、政教分離ですので、町の予算を使うことはできませんし、そこら辺のところはまた今後いろんな全国の事例等も拾いながら何かいい方策を図っていき

いと考えております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、町長答弁いただいたとおりで大変ありがたく思います。やはりなかなかこう越えられない大きなハードルはありますけども、やはり先の大戦でですね尊い命をなくされた先人たちの思いを考えればですねやはりそのハードルは越えられないことないと思うんですよね。ぜひこれだけ優秀な職員の方もいらっしゃると思いますので、ぜひ知恵を出していただいて事に当たっていただければと思います。はい、ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、ここには永井遺族会の会長もいらっしゃいますので、またいろいろと御相談しながらやっていきたいと思います。それとあわせてですね慰霊祭を行います。この慰霊祭の在り方でもですねやはり検討していかなきゃいけないんじゃないかと思います。昨年行いました令和3年度の慰霊祭では、後半の中学生小学生による平和の祈りというものがありましたが、もう本当にですね参加者がみんな本当に平和の尊さを感じた本当に素晴らしい平和の祈りを中学生小学生がやってくれました。そういうものに少しずつスライドしていくのがいいのかなと、一つのやはりこれからの方向性が示してもらえたんじゃないかなと思ってます。そういうことも含めてですね、慰霊祭、慰霊塔の維持管理についても皆さんたちいろいろと検討していきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番でございます。2点について伺いたいと思います。ページを57ページでございます。一つは。これデマンド交通の運行補助金がございますけど、これに関しまして公立多良木病院に乗り入れが可能になっておりますけど、今後この予算を立てるに当たって、どのような方が人数とですねコースあたりを予想されての予算なのか1点でございます。それから2点目がですね62ページですけど、62ページのヘルシーランド指定管理委託料それからふれあい福祉センター指定管理委託料がございます。これにつきましては要するに直営から指定管理委託料、要するにアウトソーシング化したわけでございますけど、そのアウトソーシング化する目的としましては利用コストをですねコストを削減して市民サービスの向上を図るという目的でございますけど、指定管理委託料を払う場合において直営した場合とのコストの削減率がどれぐらいの金額がこれによって削減されるのか。その辺りは把握されておりますでしょうか。その2点でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい、まずデマンド交通の委託料に関してでございますが、このデマンド交通の委託料につきましては、1日に1台のタクシーの優先利用といいますか借上料という形での計算になりますので、1台当たりの日額が決まっております、それによる日数を掛けた分の委託料とオペレーターの人件費、等が含まれているところでございます。で、現在多良木公立病院に岡原地区、須恵地区、が乗り入れできるようになっておりますが、その分も含まれておるところでございます。それと、今、三代ほのぼの号として稼働しているわけですが、予約が重なったりとかですね忙しい時間帯に関しましては、4代目の運行も可能としておりまして、4台目の運行に関しましては、賃料による運行をしていただいております、月額2万までのお支払いということでお願いをしているところでございます。もちろん利用された方は300円の個人の御負担だけの出費ということになります。すいません。それからふれあい福祉センターのヘルシーランドの指定管理委託料の直営とこの指定管理に出した場合の費用の比較ということでございますけど、今現在その資料等を持ち合わせておりませんので、後ほどまた回答させていただければと思います。よろしく申し上げます。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 初めのほうのデマンド交通関係ですけどこの資料としましてもその1日の台数掛ける単価みたいなことで予算計上かなって伺いましたけど、この括弧の運行状況で、大体そういう全体の現況把握するようなことはなさらずに単純にただそういう計算をしてこの予算を出されてるんでしょうかね。それはちょっと1点ちょっと気になりました。それから指定管理委託料につきましても、やはりその事業のコストとか施設のコストとか全然把握はなくて、例えば利用料者、利用者1人に当たるコストがどれだけかかるかというその計算は全然してないんですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。まずデマンド交通につきましては、毎月委託先であります中央タクシーさんと月に1回今の状況確認のための会議を行っております。その中で、毎月ごとの利用者数であったり登録者や利用者数と運行状況等をですねいろいろ協議をさせていただいております、もちろんその協議の中においていろいろ出た分については、再度課内でも協議をさせていただきましてこの委託料等への反映ということをしていただいている状況でございます。それと、この指定管理の直営と指定管理に委託した場合というときの費用の比較という部分につきましては、もちろんその経費等についてはそういう資料をつくって検討をしております。ただ現在ここに持ち合わせておりませんので、また後ほどお示しできればと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 指定管理委託料につきましては、多分経費をですね経費と利用される方の利用料金とがありますから、それを単純に割れば1人当たりどれぐらいかかっているかというのは分かることは分かるんですよ。大体の大まかな事は、正確には要するに複式簿記やってない限りは分からないと思うんですけど、今行政で分かる範囲の一応1人当たりどれぐらいかかっているというようなことだけはやっぱり最終日にでも御報告願いたいと思っております。それによってやはり今後の運営の仕方というのを考え直すところが必要だと思いますので、最終日にお願い致します。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、また資料等につきましては最終日にまた御提示したいと思っております。よろしくお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ございませんですか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい65ページ救護施設の件でございますが、1の総務費のほう年度比較が770万でちょっと昨年度の予算書と比較しましたらその分が丸々一般財源の増につながっていると。これはやむを得ないことだと思います。数字的にですね。それで先ほど先ほど質問の中で、施政方針のお話もございましたが、私も施政方針のほうをちょっと引用させていただきます。救護施設のしらがね寮の在り方検討事業というのを考えておられるということでございますが、その中で課題の抽出、解決策の検討を行う、あるいはメリット・デメリットの洗い出し、こういった話は私の認識あるいは担当されてる部署であればもう十分お分かりではないかと思うんですよ。課題の検討とかメリット・デメリットの洗い出しという段階ではないんじゃないかというような認識を私はしておりますが、一つ言いますと民営化がいいか悪いかという話になってしまうんですけど、そこまでちょっと今日はこの場で踏み込むつもりございませんが、内部的に十分検討されてるんじゃないかな、検討というかそういった課題メリット・デメリット終わりじゃないかというふうに私思います。というのは、あさぎり町の場合こういった福祉関係施設関係で民営化の問題、もう10年前に保育所の民営化、公営保育所の民営化のときからその時点からこの救護施設の民営化の問題はですね潜在的な課題としてあったと思うんですよ。これは私の認識です。ですから先ほどちょっと触れました

この経費の問題含めましてずっとこれはあってます。ただ職員さんの問題とかいろいろありますからですね、ここで私が申し上げたいのはですから課題の抽出とかです。よ解決策の検討あるいはメリット・デメリットの洗い出し、その段階をまだ今やっておられるのか、その点をお尋ねをしたいと思います

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、施政方針からの話です。私の方からまず答えさせていただきますが、小谷議員が言われるように現場の人たちは課題とかいろんなものは把握されてると思いますが、それが全町にわたってじゃあ皆さんその問題を共有してるかというと、私はそのところにちょっと疑問があったもんです。ですから財政課にしる関係するいろんな人たちが集まってきてそしてそこで情報を共有する。そしてまたいろんな目でいろんな角度から民営化する、あるいはそのまんま行政で運営していく、そのことのメリットデメリットをまたいろんな、いろんな角度から見てみるということでこういう書き方したわけで、ちょっと説明不足で申し訳なかったと思いますが、それともう一つはですね、あれは日本生産性本部がやってくれました。外部からの検討委員会の中で、こういうものは民営じゃなくて公営でやるべきだというのは意見があったんですが、その中に国のほうに今足りない約4,000万ほどのお金をですね、国のほうで補助金で出せないか、そういうことも検討するべきではないかということ。を外部検討委員会のほうからの意見もありましたので、そういうこともやってみようというふうに考えているわけです。そういうことも含めて書かせてもらいました。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。町長ありがとうございました。今町長のお考えをですね今お伺いしましたので、すいませんここであえてちょっと触れましたのは、とにかくですねこの数字の問題だけで全てが解決はしないんですが、先ほどちょっと触れましたですね。一般財源の持ち出しが旧上村時代はですね要するに俗に補助金で賄っていた中で、やっぱりいろんな諸事情でですね人件費の部分がだんだんだんだん増えて今回の予算で4,800万ですか。これはすいません私の認識ですが何遍も言いますけど、大きな課題だったと思ってます。ですからこの場で触れてるんですけど、ですからもうどちらがいい悪いは別としてですねもう1回言いますけど、課題はもうある程度洗い出しがっております。と思います。その認識がそれが町長おっしゃったようにその集約がどこまでいってるかちょっと分かりませんが、その付近をですねもし町長がおっしゃるような方法もあるとすればそれもちろん検討いただいていただいて結構というか検討されるべきと思うんですが、それを含めてとにかく表現悪いですけど先送りはですね、もうちょっと時期的におかしいんじゃないかと。もう単独じゃなくて町営でやっていくんだという腹を決めるのであればですね決めてやっていくべきですけどその結論ももちろん出てないと思うんですよね。そういう意味合いでこの4,800万の一般財源持ち出しというのは一つの大きな課題であるということですねこの場でちょっとあえて申し上げたくてこういうことを言っております。どちらがいい悪いの問題ではなかなか一概にいけないというのは重々承知しておりますが、そういうことでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、本当にもう今度はしっかりとですね結論を出せるように頑張っていきたいと思います。またいろいろとですね進捗状況も議会のほうに報告しながら皆さん方の御意見を伺って進めていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに、質疑ございませんか。次に高齢福祉課分についての質疑を行います。質疑ございませんですか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。高齢福祉課に一つお尋ねをいたします。ページは58ページになります。低所得者の方の負担金ということで、負担軽減をしているということでですね補助金が出て

るんですけども、軽減をしてくれている施設の数というのは町内ではどれぐらいあるんでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、低所得者の負担軽減補助金についてでございますけれども、施設についての数についてはちょっと今手持ち資料がございませんので後ほど回答させていただきたいと思います。この介護サービスの利用者はですね、の方々が低所得者の方に限っていわゆるその施設である社会福祉法人等が補助している部分でございますけれども、その数といいますかその部分についてもまた詳細にちょっと後ほど回答させていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。見渡すと町内にはたくさんの施設がございましてその割にこの補助金ってのは少ない。ということは低所得者の方の入所が少ないのかなという考えもあるんですけども、毎年このような補助金が出てるんであればですね精査する必要があると思ひまして質問いたしました。それとちょっと前後して申し訳ないんですが、前のページの57ページの18、節18の成年後見人制度も高齢福祉課のほうでよろしいでしょうか。はい。この支援事業の助成金、これも毎回出てると思うんですが、この支援事業の内容といいますかどういふ支援事業でどれぐらいのこの助成金の活用があつていふのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 尾方高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） 成年後見制度の利用支援事業なんです、今現在高齢福祉課の高齢者の分野では利用者はいらっしゃらないです。で、この要件としましては成年後見を申し立てるときに市町村申立てをした人が対象かつ生活保護世帯、生活保護に準ずる世帯の方というのが該当してきますので、今の現状では高齢者の部分ではいらっしゃらないです。障害者のところでは確か1名利用されていふかと思ひます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、高齢福祉課の分ではないということで、障害者の方だけの今は利用しかないということで、という認識でよろしいでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 尾方高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） はい、今の現状としましてはこの利用支援事業を活用されていふ方は高齢のほうにはいらっしゃらなくて、実際利用される場合は成年後見人についていただける方の月額報酬について補助をするというものになりまして、月額が在宅の方で上限が2万8,000円、施設入所の方で月額1万8,000円が上限となっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ありませんか。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） それでは、ページ58ページの老人保護費でございますが、昨年の11月に令和3年度の補正予算において国のほうでございますが、医療介護保育職員の給与の公的価格の引上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については、給与の3%程度、9,000円月額の引上げを行うということであつたと思ひます。しかし、これはあくまでも介護報酬上のサービスを行う介護職員というような、限定であつたように感じております。じゃあ養護老人ホームはどうなんだということになるわけですね。それで、こちらのほうの文書を読ませていただく限りは、養護老人ホームは対象にならないということだと思ひます。しかし、やつていふ仕事というのはもうほとんど変わらないというような認識をやはり養護老人ホームの方々は思つていらっしゃると思ひますよね。私たちも見たときに、それに同感する部分がたくさんあります。それでですねこれはいわゆる厚生労働省の老健局の高齢者支援課長からですね各都道府県さらには指定都市、中核市等々にですね文書が来ておりまして途中は省きますが、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員については、この処遇改善の対象に、先ほど申し上げました昨年の11月

19日の閣議決定です。なっておりませんが、その業務内容は介護職員の業務内容に類似していることなどから必要な処遇改善を図ることが重要であると考えており、老人保護措置費に係る支弁額等について適切に改定いただくようお願いします。これは令和4年度から地方交付税に算入するというような文書でございます。そこでお尋ねでございますが、実はここに財政課がおるときに思ったんですが、そこはもう総括分になるとそこだけで資料が集まりませんので事前に今日お話をしておきますから、財政課に必要な分についてはまたお尋ねになって総括のときにまたお答えをいただくということで結構でありますので、それを踏まえてお話をしておきますね。それでちなみにですよ。先ほどの説明では歳入の負担金の場合は月25人の利用、補助金を出す分を扶助費だったか。の場合は月額27名という間違ってた、これがどうだということじゃありませんので、それで算定をしているという課長の説明でございました。それでちなみにもう今年でもR4でも多分まだ反映はされていないと思いますので、R3R4でも構いませんが、その算定方法を示していただけないか。そうすることによってですね、これは令和4年度から交付税の単位費用に反映させるということでもありますので、交付税が確定するのが夏前でありますので、私は場合によって補正で間に合うというような感じをいたします。そういう中であります。そういうふうに思っております。そこで町長にお尋ねいたします。お話を伺いましたところ、養護老人ホームに従事する職員の給与改正の実現に向けた措置費の引上げについてということで、養護老人ホーム所在市町村にそれぞれの養護老人ホームのほうから各市町村長要望活動があったというふうに伺っております。そこで、まずはそういうふうな要望があったのか。というのが1点、それから今私が申し上げましたようなR4から地方交付税の普通交付税のほうの単位費用で算入されるということを御存じなのか。まずはそこをお尋ねです。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。要望活動についてはですねちょっとまだ私のところまでは届いておりません。それからR4年度からの参入については、すいません、これも私もまだ詳しいことは勉強してませんが、本年度の予算の中にもある程度入ってますので、それがどの部門の職員さんの部分かというのを私もしっかりと確認したいと思いますが、令和4年度から参入があるということはテレビ新聞等でも知っておりますのでですね、その範囲です。

◎副議長（森岡 勉君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、今議員お尋ねの老人保護入所措置費の介護職の方の賃金引上げの分のことでございますが、高齢福祉課のほうでも通達等の情報はつかんでおります。で、この施設がある市町村の状況等もお聞きしてですねどういった対応をしているのかということもお聞きをしております。で、ただ引上げに当たってですね、生活福祉課のほうで予算化してる部分については国の補助で対応するというのですが、先ほど議員おっしゃったとおり養護老人の施設については交付税で見るとということでのことが書いてございました。またその算入について、その引上げの算入の仕方ですね、そういった部分についてまだ詳しい情報がなかなか来なかったもんですから、この引上げについてはなかなかその情報が少なかったことによってですね、高齢福祉課の中でも検討はしていたものの今回の補正には間に合っている状況ではございません。ただ、引上げについての検討は高齢福祉課の中でも考えていたところでございます。今日お答えできる部分についてはこのくらいしか今のところ答えることができないような状況ではございます。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 課長。これは令和4年度から交付税に算入される分の話なんです。で、令和3年度も既に予算化してるんで、一つお尋ねしたいのは、端的に言えばですよ。交付税に算入された金額はそのまんまいつてると聞きたかったんですね。私自身も交付税の担当をしていましたので、交付税の運用の仕方は十分承知の上なんですよ。例えば消防費に交付税に算入されたと、全部消防費に使うかと。そ

ういう話はならないんで、それはそれでも結構なんですよ。ただ、そこでだから財政課がいいなと思ったのは、令和3年度です。ある程度これは一般財源化されてるんで、それに算入されてるはずなんですよ。それが、引けば分かるんですね。しかし私たちには交付税に算入されてる金額分からないんで、それはどうなのかなというふうに思って、答えられる範囲でいいですから財政課と打合せして、そしてその次には今検討中ということでもありますので、交付税が確定するのが夏ですよ。石井課長補佐そうですね。はい。そのくらいに確定してからの話だと思うんですよ。だからそれまでにいろんな市町村あるいは県の情報を集められてですね、交付税にそういうふうに算入されるんであればですねぜひ介護保険適用の特養あたりの介護の仕事と養護老人ホームの介護の仕事にはそんなに大差ないというような皆さんの考え方なので、やはり国の指示に従ってですね早めに処遇改善をしていただきたいということでもあります。それについて課長からの答弁をお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。議員おっしゃいました普通交付税の算入の件につきましては、また財政課のほうと確認をとらせていただきたいと思います。で、この養護老人ホームの介護職の方々の賃上げについても今後とも国からの情報等をですね、に留意しながら進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ございませんか。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町長より追加説明の申出がっておりますので、これを許可します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。先ほど山口議員の質問の中に要望書が届いているかという御質問がありました。ちょっと私のほうが勘違いしまして、多分私の記憶に間違いがなければ社会福祉協議会の理事会のときにちょうどいただきました。確かに要望書をですね、翠光園さんのほうから。そのまんまその話は私もちょっと目は通したんですが、担当課長のほうに渡してましたので、また帰ってからよく見ておきたいと思います。お詫びして訂正したいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 次に、健康推進課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、健康推進課におかれましてはですね、69ページについてこれは公立病院の負担金ということなんですが、今回1億円を超えましてかなり負担金が増えております。町長の施政方針の中でも公立病院についての言及記載がございまして、非常にこれまで難しい状況で運営をされてこられた公立病院なんですが、現大島企業長がですね今回退任されるんですが、自治体のですね医療の政策、それと公立病院の予算の関係性にとても曖昧さがあるということを前回、今回ですね3月の定例会議会でございまして。自治体が医療政策というのを明確に持って、そして公立病院に提案してほしいというふうなお話をされてたんですけども、ここ町長にお尋ねしてよろしいでしょうか。開設者協議会の中で足並みをそろえて今後の病院のことを考えていかれると思うんですけども、構成町村のですね担当窓口といますか病院局というようなそういう窓口をこれからつくっていくというお考えは現在ございますか。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、病院局というところまでは考えてませんが、といいますのがこれは4か町村

での公立多良木病院ですので、これがあさぎり町だけのが経営している病院であればそこまでしなきゃいけないんじゃないと思うんですが、ただやっぱり担当部署を置いてですね、そしてやっぱり病院の事務方と協議をしていく。その上で開設者協議会を開くということが私はいいんじゃないかなと、先立っての公立多良木病院の議会に出席してまして考えます。感じました。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい。施政方針にも書いてございましたので今後のことであると思いましたがやはり公立病院をですねコントロールしていくっていう役割が自治体のほうにあると思いますので、開設者協議会のお1人としてですね町長には考えをしっかりとって町のそういう窓口のことも検討していただければというふうに思います。答弁は結構です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番、橋本です。ページのページ75のスマートウェルネスシティ事業費の中の74ページでした。すいません。前のページの委託料、12番委託料の中で、運動指導業務委託料になったかな、その上のスポーツになってしょうかね。こん中の健康教室を開くの中に、1期生が48人、2期生が87人、99人のうち87人だったですかね。3期生を100人ぐらい今度考えていますということでした。今月曜日と月曜日の昼、火曜日の夜、木曜今日水曜日か、木曜日と金曜日ですかね。4日間、週に4回されてますが、今後はその100人が増えたときにどういう形でやっていくのかのが分かれば教えていただきたいと思います。それと実際、途中からは入れるっちゃうことも不可能、したいという人もおられるんですが、そういうことが可能なかどうかというのも教えてください。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。健康運動教室数の4年度からの体制といいますかでございますが、はい、一応現在週4日夜間を1日ですが、昼の部と夜とやっております。で、1期生の方については午前中にやっております2期生の方が昼ということでやっているところでございます。で、あと先ほど申し上げましたとおり1期生の方が99名が48名と減られておられます。ですので、来年、4年度以降につきましても全ての方が継続いただきたいのですが、それもなかなか難しいかなと思います。でまいりまして、4年度の新規募集からまいりますと若干の空間の余裕があるかなと思いますので、あと人員配置とかを考えながらですね、希望される方が毎週1回はできるような体制を考えていきたいと思います。それから、途中加入でございますが、今年度の2期生につきましても当初申込みから途中申し込まれた方がおられますのでその方については随時、途中入会もさせていただいております。で、後半になりまして時期なり、時期と場所、時期にもよりますがなかなかすぐすぐには加入できない方もおられるかと思いますが、このところについてはですねまた調整をしてみたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ちょっと私もですね、参加させていただいてます。確かに意識が変わるし、いろんなことに対しての変わってきますんで、このデータのなもんをまず出して今後進めていく上でどういうことが悪いとかどういうことがいいのかっちゃうのを出していかれるための計画だと思います。実際ですね、2期、3期生、今2期生が途中ですが、もうある程度出ればデータが出てきますんでそのやっぱ公表してですね、今後皆さんにも医療費削減とかですね、そういうことをやっていただければと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。はい。1期生の分についても2年目を迎えての継続のデータも収集しておりますし、2期生の方についても当然収集しておりますので、募集といいいますか開始が9月からだったので、その付近のですね取りまとめといいますか、それから分析といいますか、

それが4年度すぐすぐにはできないかもしれませんが、4年度中にはですねそういうデータを分析して、また健康教室や健康運動の広がりができるように公表等をしていきたいと考えています。

◎副議長（森岡 勉君） 5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） ぜひともそうやっていただいでですね、できれば事前に分からない人も町民の人がおられますんで、ちゃんとそういうことをホームページなりこういうことをやってます。こういう結果が出てますというのを公表していただければ助かります。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、ありがとうございます。はい、ホームページ等あらゆるですね、可能な限り広報等踏まえてですね、健康教室や健康づくりにですね、町民の皆さん方が取り組まれるような体制をつくってまいりたいと思います。ありがとうございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。12番溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 病院事業についてお尋ねをいたします。総務省の自治財政局の財政課から通達が出てと思うんですが、予算編成の運営においてこの辺をどのように加味してこの事業負担金に積算されているのかということを確認したいんですが。国がですね、医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化、連携強化、医師、看護師確保等による公立病院の経営強化を図っていくことが重要であると。それをもとにしてですね現在公立病院も持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営の強化ガイドラインというのを策定しておりますが、4年度、5年度公立病院の経営強化プランをつくりなさいということが指示がなされてると思うんですが、その中でその経営強化プランに基づいてですね、公立病院の経営強化に取り組めるように、公立病院の機能分化、連携強化に伴う施設整備の整備費等に係る病院事業債、特別分も含めてですが、これを拡充、延長する。そして、公立病院の医師派遣、あるいはまたこれに関わる特別交付税措置、そして看護師、医療従事者の派遣、あるいはまた診療所への派遣の追加、派遣元病院に対する措置の拡充を行うことにしていると。あわせて、公立病院の施設整備に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げるとともに、令和3年度に講じた不採算地区病院に対する特別交付税措置の拡充を令和4年度においても継続することとするという方針が示されておりますが、これに基づいたところで今年のですよ病院の事業負担金、どのように積算されておられるのか。お尋ねしたい。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、公立多良木病院の負担金につきましては、議員が今御紹介いただきました総務省通達等に踏まえて公立多良木病院のほうでですね積算されておると思います。各町村の負担金の金額につきましては、公立多良木病院から関係町村4町村の財務と健康の担当課長を招集いただきまして、来年度の負担金の詳細な説明をいただいております。その中で、いただきましたものにが普通交付税分と特別交付税の分ということで資料をいただいた上でその中の町村の負担割合を示された上でこちらのほうに負担金の当初予算の負担金のほうの金額を示されておるところでございます。で、議員が申されました各種の総務省通達の細かい部分についての説明とかはいただいておりますので、私ども議員が申されました詳細にわたっての積み上げで負担金の資料をいただいているのかちょっと確認できておりません。で、そこにつきましては、また持ち帰りまして公立多良木病院のほうにこの負担金精算についての詳細な内容と、総務省の通達に基づいての負担金になっているかどうかを確認させていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。次に教育課分についての質疑を行います。質疑ありませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、教育課にお尋ねいたします。106ページの電子黒板のリースが終

了したというお話がございました。で、ロイロノートも無料期間が終了したということをお話しされたんですが、この電子黒板もですねこのリース料が、リース料というかりース料が終了する。リースが終了した後の電子黒板の今後の利活用はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい。電子黒板のリース終了が8月、今年8月まででございます。この後町の所有となりましてその分につきましては、そのまま学校で使用するようになります。それに伴いまして今回から保守点検料等も発生するのではなかろうか、または修理代等も発生してくるものと思っていますところ。ちなみに32台がリース終了となるものでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 五つの小学校と中学校ということで非常に台数もですね多くございますが、できるだけ大切に使われて長くですね使っていただければと思います。もう1点すいません。109ページの小学校の分と、112ページの中学校の分で、修学旅行の費用の補助金というのがございます。令和3年度はコロナ禍におきまして修学旅行がですねどのようなになったのかその状況をお伝え願えればと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 現在小学校では、小学校においての補助金は2,000円、中学校におきましては1万円の補助となっております。小学校につきましてはもう既に修学旅行終了しております。中学校は来週の16、17、18日の2泊3日で計画をされているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） はい、もう本当にこの2年間ですね小学校に入った子どもたちあるいは中学校に入った子どもたちはなんの行事もですねまともにできずに学校生活を過ごしておりまして本当に気の毒な思いでいっぱいなんですけれども、旅行に行けたということで少し安心しました。すいませんもう1点なんですが、120ページにですね体育施設費のAED、そして122ページに給食センターのAEDと経費がございますが、このAEDは体育施設では備品購入費、給食センターではリースとなっております。そこはどのようにして分けられてるのでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 給食センターのリースにつきましては昨年度契約から計上させていただいております。これにつきましては、当初修繕費等が要らないということでリースにしたところでございますが、5年間の間のリース料と購入費用を比較いたしますと、約2万5,000円程度購入のほうが安くなるということで今回購入費で計上させていただいたところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。3点にわたって質問いたします。ページは29ページでございます。一つは給食費がございましたけど、昨今ですね食材の高騰でこの給食費の値上げは考えているのか、この予算の中身はどのようなになっているのか。それがまず1点ございます。それから、2点目はですね106ページですね106ページのGIGAスクール運営支援センター業務委託料がございましたけど、運営、この説明の時に何かトラブルの何とかとおっしゃいますけど、これについてももう少し詳しく説明を願いたいと思います。それから3点目は、ページ120ページでございます。これはですね高山運動公園にかかる時候取得を原因との所有権登記手続を求めることについて、調査、相続人等調査業務委託料が30万組まれていますけど、今あと残っておられます相続人の数とその業務委託料の中に入っているその業務委託の調査の内容、具体的な方法ということについてお尋ねいたします。以上3点でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず1点目給食費の見直しの件でございますけれども、今現在給食費の賄材料につきましては、パン等が約この5年間ほどで10%ほど値上がりしております。また1番値上がりしているのが食用油、これは1年間で30%ほど上昇しております。今年度に、来年度につきましては、今非常に私たちも頭を悩ませているところでございまして、今後小麦粉等の食材費が高騰するのではなかろうかと考えているところです。この件につきまして、これまでは1食単価に基づきまして文科省の示します基準、カロリー基準等に基づきまして給食を提供しておりましたけれども、令和4年度からこのような大幅な価格の上昇を招きますと、年度途中でこの1食単価の見直しをする必要があるのではないかと今認識しているところです。これにつきましては1学期終了時点で学校給食運営審議会の中でですね、1食単価の見直しを協議いただき、そのあと教育委員会、また議会のほうで諮っていただきまして1食単価の見直しをしたいと思っております。その中で町の月々の給食費に対する補助金が小・中学校とも月150円でございます。この見直し等も必要になるかと思しますので、あわせて協議させていただければと考えているところでございます。次に、GIGAスクールの件でございますけれども、今現在小中学生が使っているタブレットにつきましては、通信障害等の発生等も考えられるところです。この通信障害、また物理的な故障というものも発生しますけれども、その分につきましては修繕費の中で対応したいと思っておりますけれども、通信または使っている中での不具合等につきまして、やはり専門家でないと分からないということでこの熊本県地域一帯をですねそのような障害を持った機器につきまして管理いただく富士通が運営しますセンターが設置されましたので、そちらのほうに加入して業務を委託したいというところで考えているところでございます。続きまして深田高山運動、総合運動公園の相続人の調査でございますけれども、令和3年度中に2物件の調査が終了したところでございます。うち1件につきましては今回議会のほうで御承認いただきまして、提訴ということでの所有権移転計画しているところでございます。

○ まだ調査の終わってない3物件につきましては、今後相続人の調査を行うところでございます。相続人の調査につきましては、まず戸籍等で当時の関係者をずっとどの程度の相続人を全てを洗い出して、それを相続図として作成いただくような作業をしていただいているところです。ちなみにこの相続人につきましては今年度調査いたしました1物件については14名、二つ目の物件につきましては今現在27名でございます。令和4年度に調査します物件については、まだ相続人の数については、どの程度の数になるのかというところはまだ把握できていないところでございます。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 給食費につきましてはですね各自治体この食材高騰に向けて値上げしてらるっていう事が全国的に身請けられますんで、いまこんなに高騰してて、1学期とか年度内で変更ということでございますけど、その途中において例えば栄養基準を下回るような献立とかが出るような恐れはないのでしょうか。例えば牛肉が駄目ならば鶏肉とかですねその辺のところとかでその食材の組替え等で栄養基準を保っていただけるのかなというのがちょっと心配になるもんでこの質問したんですけど。その辺のところはいかがなものか、それから2点目につきましてはギガスクールの場合のですね運営支援業務委託の場合の今ギガスクールの場合持ち帰った場合のいろんなトラブル等もあらうかと思うんですけど、その辺のセキュリティあたりの支援というのも将来的には考えてあるのかですね、それがそれについてです。時効取得に係ることにつきましては了解いたしました。その2点ちょっとお尋ねします。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず1点目、給食費の年度3、令和4年度内での値上げの対応ということにつきましては、保護者負担分については考えておりません。この分につきましては先ほど補助と申しましたが補助ではなく、町が負担してる分が一月一人当たり150円でございますけれども、この町の負担する部分

をですね上積みできないかとそれに対応したいということで考えております。実質的には基本的には食材料につきましては保護者負担ということが基本ではございますけれども、年度途中での値上げということは非常に厳しいかと思っておりますので、令和4年度中に保護者説明等も行ったところでですね、令和5年度からの適用になるものではないかと思っているところです。また、持ち帰りに対するタブレットのセキュリティでございますけれども、タブレットには各種セキュリティソフトを導入してございます。通常の使い方であればセキュリティに関する家庭で御使用になられてもセキュリティに対する不安というものはないかとは思っておりますけれども、ただ、何らか通常の使い方をしないで、それがウイルス等に感染し学校に持ってきたところで広がるということも考えられます。そのような場合の対応につきましては、先ほどのセンターのところでですね対応いただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。9番、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。ページは106ページの教職員のストレスチェック委託料というのが毎年ありますけれども、これ具体的にはどういった方法でなされているのか、それとページは120ページ、除草業務委託料があります。永才区の運動公園の除草という話でございましたけれども、これ年に何回ぐらいの予定で除草をなされるのか、お尋ねをいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） ストレスチェックにつきましては、各小学校の教職員を対象に実施をしております。このストレスチェックの内容につきましてはそれぞれが個別にパソコンといいますかパソコンを通じてですねID等をもってその項目ごとにチェックをしていただきまして、その結果につきましてストレスが非常に強い職員については個別にまた判断された場合は、個別にまた産業医等から指導いただくものでございます。また、永才運動公園の除草作業でございますけれども、これにつきましては適宜といいますか、まず施設の作業員を今4名派遣していただきますけれども、その方々も時期的に対応できればその方々もお願いすると。それ以外で手の届かない夏場とか非常に集中するときにですね、この委託でですねお願いしたいと考えているところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 9番、永井委員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、ストレスチェック、本当にですね今の社会情勢の変化で私たちの小さい頃との学校といいますか学校の中、また学校の外でも非常な変化があつておると思います。先生から言わせれば子どもさん、児童生徒さんへの対応、それから保護者さんへの対応、様々なことがですねいいことばかりではなくやはりストレスがあるようなことも聞き及んでおりますので、そういったところもですねぜひ教育委員会、教育課としても対応いただきたいと思っております。それから除草委託料今課長が言われましたとおり適宜してもらおうということならば本当にいいと思っております。これがですね私心配したのは例えば年に3回から30万の委託料ですよとかそれが1番心配でありました。というのがもう草というのはですねもう皆さん御存じのとおりもう公共施設あらゆる施設の中で一番雑草の繁茂というのが問題であります。そういったところをですね適宜やってもらおうということならば大丈夫かと思っております。よろしくをお願いをしたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教職員の方々のストレスというのは年々やはり強くなっているかと思っておりますので、その対応につきましては教育課といたしましても十分気をつけて対応を行いたいと思っております。また運動施設等の草の繁茂につきましても、今現在4名の作業員の方で実施していただいておりますけれどもやはり4名だけでは夏場等は特に対応できない事が多くなりますので、そのような時期にこのような委託で対応していきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。それでは、お尋ねをしていきたいというふうに思いますが、116ページの伝統芸能継承補助金でございます。先ほど遺族会の補助金の中でお話をしとった件と重なるわけですが、いわゆる最初にデジタル化の話をしますと、やはり私も含めてそうかもしれませんが、やっぱり高齢者は特にデジタル難民といいますか不得手な部分があります。そういう中で、もう遺族会のほうもそうだったようにこの伝統芸能の継承補助金いわゆる保存会もですねもう後継者もない。さらにはそれを維持、継承していく保存会員も高齢化しているという状態はもう教育委員会のほうでしっかり把握はなされていると思います。それでですね私も二子地区の臼太鼓の保存会の会計をしておりますが、私は何とか4万5,000円の補助金をいただくために必死でパソコンに向かって補助金申請をいたしますが、やはり私が引き継いでいる台帳とを振り返ってみるとですね、ほんと20年ぐらい前に当時の後援会長さんが手書きの補助金申請が残ってますが、そういう時代からもう随分時間がたってきてですね、もう今はほとんどもうパソコンでということ。それでここで一つ考えていただきたいと思うのは、先ほど申し上げましたとおり補助金の要綱、これが間違っているとかな備だということでは決してありません。やはり公金を扱う以上はきちとしたものといいますかそういったものがなくなってくるのは承知をいたしておりますが、実は課長も多分御存じだと思んですが、伝統芸能のいわゆる継承があとから課長から団体数もお答えいただくとありますが、当時こういう補助制度ができていた時の団体数からですね、補助金を交付していた時代から今は随分補助金を受給する団体が減ってまいりました。それは後継者不足等でいわゆる継承ができないという理由もありますが、数多く聞いたのがですねやっぱりその補助金申請をするとかはもう面倒だと。何も担当者が悪いという意味じゃないんです。担当者は業務に忠実にするわけですが、もうそこまでせんちゃよかということで、補助金を申請をされない団体があります。後継者がいなくてできないんじゃないかと、その事務作業がもう億劫という補助金の受給団体が減ってきたというのも事実なんですね。これをこれはもう少しやっぱ問題だと思うんですよ。しかし、一方ではもう私も言いたい分が4万5,000円で何ができるという部分も言いたい部分ではありますが、そすと私たちもこういう仕事に携わる者としてですねやはり町の限られた財源の中でもそれだけしっかり支援をしていただいているというふうな認識を持っておりますものの、そういった理由で補助金の受給をされない。あるいは申請されない団体が数多くと言っていると思います。これは先ほど言ったように後継者不足、あるいは保存会の高齢化ということも先ほど言いましたとおりあるわけですが、そこで各課横断するとですね、各課にもいろんな補助団体を抱えていらっしゃると思いますが、どうでしょう補助金交付要綱の見直しをして手続を簡素化する。これも一つの手かもしれないと思うんですね。しかし、いずれ世代変わりしていくとそう苦にしない人が引き継いでくれると心配することはないかもしれませんが、今私たちの世代、それから上ですよ。もうほとんどその構成者ですよ。いわゆる保存団体の。そうすると先ほど言った後継者不足ではなくて、ただ単に補助金をもらうのが億劫だということで団体も活動をやめていくということにつながるとあんまりいいことではないですね。だから後継者の育成についてはその地域の保存会も一生懸命やってまいりますんで、ぜひこの各課に係る補助団体に対する補助金の交付要綱の見直しを一つと、それから先ほど町長も言われましたが職員も一生懸命手伝うということもおっしゃいましたので、そういうマンパワーも含めてですね積極的な考え方は出ませんがこれはもう町長にお伺いいたしますが、その前に1ヶ所補助金を受給する団体が減った経過をちょっと説明してください。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 伝統芸能の保存継承団体は今現在登録されてるのが21団体ございます。ここ数年団体補助金申請をなされているところは5、6団体というところでございます。残りの団体につきましては申請がなされておられません。今年度も1件の団体からもう団体指定の取消しはできないのかというような

お話もございました。その団体につきましてはやはり高齢化している。また後継者がいないのでそのまま存続することは難しいということで御相談にこられたところでございますけども、地域の文化財を守ることでもう一度後継者等を探していただくようお願いしたところでございます。また、先ほど補助金申請の簡素化をということでございますが、実を言いますとそのようなことも継承をされる団体から御相談がございました。どこが非常に煩雑なのかということでお尋ねしましたところ、1枚1枚領収書の写しを添付することが非常に煩雑であるということでございます。町の交付要綱には領収書の添付はうたってございせんもんですから、要綱に従ったところでの収支計算書、またはそれと活動をしたというのが分かる写真をですね、状況写真を添付いただければよろしいですということでお答えしまして簡素化にも努めているところでございます。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、本当にですね伝統芸能、私たちも子供の頃から楽しんできた経緯があっている大人の人たち子どもも含めて祭りのときはいつも盛んに踊っていただいて地域のコミュニケーション活性化につながったと思います。それが最近本当になくなってくのは寂しい限りですが、私の施政方針の中にも書いてましたが、今回感謝をする祭りというのを企画している中で、その中で例えば文化協会の高齢者の方々の出番も作ろうと。あるいは今球磨神楽が非常に盛んにまた復活されてますので、球磨神楽もステージの上で踊っていただくというような計画も進めてます。まだ立ち上げたばかりですのでこれから実行委員の人たちがいろいろと計画を立てていくと思いますので、その中では臼太鼓踊りなんかもですね出場の依頼をしていくかもしれないと思います。山口議員聞かれたその補助金の申請についてはですね、本当に手書きの頃は大変苦労していましたが、今パソコンの時代になるともう今年のは去年のものをベースに数字、単位を入れ替えるともうすぐ申請書ができるような時代になってきました。ただやはりこういう伝統芸能を守る人達はそういうところにまだまだ慣れておられないということですので、先ほどもちょっと話しましたが、それぞれ行政区には支援員が3名ほどずつちゃんといますので、そういう人たちと連携をしながらですね、その人たちに手伝ってもらおうとそういう申請の手続がスムーズにいくと思います。そういうところでですね補助金の要綱の見直し等も本当に時代に合ったものにしていかなきゃいけないと思いますので、そういうところも含めて見直していきたいと思います。それと今これはちょっと蛇足ですが、教育課でスマホの教室を開く。農協でもスマホの教室を開かれたそうですが、非常に高齢者の人たちの希望が、参加希望が多いということは、やはり皆さん使用に意欲的にこういうのに取り組まれていますので、今からスマホのアプリっちゅうのがいろんな意味でですね活用されてくるようになると思います。それがすぐ補助金申請に役立つかどうかっちゅうことは分かりませんが、そういうふうになんか少しずつデジタル化になれていっていただくということも一緒に取り組んでいけたらなと思ってます。そういうことで今言われた趣旨は十分理解して取り組んでいきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに、8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。今、町長から課長からお話がありました。本当20数団体でですね5団体ぐらいしか補助金申請をしないという、やっぱ異常だと思うんですね。そういったこともあります。今町長がおっしゃったこれからの時代のありようもありましょう。しかしやっぱり今、今手を差し伸べないと、この貴重な文化財がなくなってしまうという危機に直面しておりますので、ぜひ今町長、課長がおっしゃったことをですねすぐさまといいますか早急に実現をしていただいて、全庁を挙げてですねこの貴重な文化財は我々の子や孫や子々孫々とつながっていくような活動を共々していければというふうに思います。答弁は要りません。ありがとうございました。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。令和4年度小学校中学校、180万から55万ということで図書を購入の予算を計上していただいております。今度も第6次の学校図書館図書整備5か年計画を今回出しまして、5年間の総額予算が2,400億これだけ組んで学校図書の充実をしてほしいと、してくださいということで出されておるわけですが、そこでお尋ねをいたしますが、学校司書についてはもう全て配置済みですから問題はありません。この辺は交付税措置があるわけであります。要は図書の冊数が今回の予算を含めたところで十分なのかどうかということをお尋ねを申し上げたいと思います。入替えもしっかりお願いせにゃいかんわけでありますが、せっかく国もですねこれだけの予算を組んで対応するということでありますんで、こういった機会をやっぱり大事にしながらやっぱり充実をしていただきたい。現在の冊数あたりが分かればお願いを申し上げたいと。それともう1点は、この図書の充実の中で今新聞の配置を求めています。小学校は2紙、中学校は3紙、これを配布をして、配置をして、これをまた学習の中で活用してくださいと。そういうことで指示がなされとるわけですが、このあたりについてどのような状況になっているのかをお尋ねをいたします。それともう1点は、コロナのですね地方創生臨時交付金が令和4年度ほとんど来ないような状況になってきましたが、それでもろに影響を受けてるのが教育委員会の学習支援員ですね。今まではこのコロナの交付金で対応してたものが今回はなくなったんで、この配置はなくなりました。これ町長の一般質問、もとい施政方針にもありますが、長期的には私は基礎学力を身につけさせるにはやっぱり低学年ですね。小学校からやはりしっかりと学習支援員を配置してでも充実すべきだというのは私は基本的に考えておりますが、しかし短期的にはですね、やっぱり今の中学生の学力を少し上げてあげないと、進学について非常に影響が出ると。そういうことからするとこの支援員は私はたとえ交付金来なくてもですね、自主財源でも対応しないと子どもたちの学力は上がらんとじゃないかなと。町長の施政方針の中では2年間の配置の成果というものもしっかりうたわれております。この辺は教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。2点、まずは伺います。

◎副議長（森岡 勉君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） では失礼します。今御質問の中の学習支援員のほうからお答えしようございますでしょうか。はい、ありがとうございます。今回のコロナ禍に置きまして、休業期間が長かったということで、国のほうから10分の10の補助と、令和2年度が10分の10の補助、本年度が2分の1の補助ということで、子どもたちの確実な学力の定着ということに取り組んでまいりました。まずは、管内では共通テストというのがございますが、経年比で見ますと2.5ポイントアップというような成果が出ております。これにつきましてはやはり学習支援員がやっぱり少しつまづきを持っている生徒への温かい支援というのがあったと思いますし、それから困り感を持っている子供がおります。そういう子供につきましては特別支援教育支援員がやはり寄り添って支援をしていただいたというようなところでの成果がこの2.5ポイントアップにつながったのではないかなというふうに思っております。ただ今回の補助については、令和4年度はもうございません。今後どのような手だてで子どもたちの確実な定着、学力の定着を図っていったらいいのかということで、今考えておりますのが取り組んでおります地域未来塾というのは継続して実施していきますので、その地域未来塾における活用、例えば放課後学習会を取り入れた子どもたちの確実な学力の定着等をですねも含めたところでの取組をちょっと協議していきたいというふうに考えておるところです。それから、引き続き困り感のある子どもたちにつきましては、特別支援教育支援員の温かい支援、寄り添った支援をお願いしながら、子どもたちの確実な学力の定着を図っていききたいというふうに思っております。しかし、学習支援員の必要性についてはまた御相談をしていききたいというふうに思っておりますので、そのときはまたよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず、図書、はい。お尋ねの図書購入費でございますが、小学校の内訳をまず申し上げます。上、免田小学校につきましては41万3,000円、岡原小学校が37万2,000円、深田、須恵小学校が30万円でございます。これは学校の規模に応じたところでの図書購入費でございます。その蔵書の内訳ということでございますけれども、今手元に資料が持ち合わせてございませんので会期中にまた御報告申し上げたいと思います。また各小・中学校での新聞の状況でございますけれども、これについても手元に資料持ち合わせておりませんのでまた後日会期中に御報告申し上げたいと思っております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、後でほんなら教えてください。要はやっぱり国もですねこういった事業をもって、子どもたちの学習あるいは教養、そういったものをしっかりと身につけさせるがためにこれだけの予算を組んでおるわけでありまして、やっぱりしっかりとこれ令和8年度までですからね。活用して利用したほうがいいと思うんですね。国のそういった制度は。子どもたちが満足いくような対応をお願い申し上げたいと思いますが、先ほどもう1点支援員の話をしたんですが、お話のようにまた後ほど御相談を申し上げたいという話でしたが、長期的にですね、長期的に考えたときにやっぱり学力を底上げするには、やっぱり小学校からの基礎学力をしっかりとやっぱり定着させなければにわかに中学校です、受験対応のためのそういった勉強させるのではなくて、やっぱり基礎がしっかり子どもたちですからそれがしっかりとしていくと頭の中にずーっと残っているわけですから、ですから社会に出るのはそれが1番大事だろうと私は思うんです。ですからその辺の低学年のですね基礎学力をしっかりと定着させるがためには今の先生方で足りない部分については今言われた塾の問題もありましようが、なおかつもっと力を入れていくべきところは支援員を配置をするとか考えなければならんのかなと。私は教育ですからね。教育は私は人づくりの基本ですから、その辺は私は一般財源でも投資して人に投資をするということは大事なことだろうと思うんです。その辺は町長は十分お分かりだろうと思うんで、しっかりと教育委員会は町長に談判をしてですねしっかりと学力の定着に結びつけていただければと思いますかね、いかがですかね。

◎副議長（森岡 勉君） 米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、ありがとうございます。現在、議員からお話がありましたように、やはり長期的に低学年のほうからやっぱり学力の確実な定着を図っていくことが大事ではないかというような話があったんですが、県学力学習状況調査を見ますと、やはり低学年からの確実な学力の定着が重要であるというような県からの指導もございます。本町におきましても、県学力学習状況調査のほうを分析しましたところ、やはり同じような傾向が見られました。それで令和4年度につきましては、小学校の中学年、3年生4年生を中心に確実な基礎学力の定着を図っていく取組を実施していきます。放課後子供教室というような取り組みもございますので、それを活用しながら中学年の確実な学力の定着を図っていききたいというふうに思っております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにありませんか。各課について御質疑いただきましたけれども、全課にわたっての質疑があればここで受けたいと思いますので質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はいちょっと税務課のところで聞き忘れておりましたのでちょっと1点お伺いしたいと思います。ページは13ページでございます。ここにですね町税における滞納繰越等がございますけど、これを滞納繰越のちょっと聞き損なったかもしれませんが、徴税率はいくらぐらいを見込まれているのか、またそれをですねその基礎となる滞納繰越の累積額がお分かりなら教えていただきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） 徴収見込額は令和4年度は8%を見込んでおります。それから滞納繰越額ですけどもまだ決算が出ておりませんので、3月7日現在ですけれども、滞納繰越額の収入未済額が6,825万9,000円でございます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私がお尋ねしたいのはですねこの滞納繰越分で、これ町税、市町村民税等また固定資産税等いろいろございますけど、各税における3月現在でようございますけどその累積額、要するにそれから今年度徴収見込額ということと出されるならばそれが多分徴税率ということになろうと思うんです、そこ辺のところちょっと各税ごとにお尋ねしたいということで質問いたしました。

◎副議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時43分

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、これにつきましては最終日にお答えしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） これで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時43分

再開 午後3時51分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。全課にわたる質問ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） それでは次に移りたいと思います。

日程第2 議案第63号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第63号、令和4年度あさぎり町国民健康保険税特別会計予算についてを議題とします。担当からの説明を求めます。石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） はい。税務課所管分について説明いたします。9ページをお願いします。歳入の款1国民健康保険税、目1の一般被保険者国民健康保険税です。節1から3までは、令和4年度現年課税分となります。被保険者数の減少を見込みまして、その調定見込額に収納率97%を見込んで計上しております。節4から6及び目2の退職被保険者国民健康保険税の節1から3につきましては滞納繰越分となります。4年度への繰越見込額に収納率15%を見込んで計上しております。次の10ページをお願いいたします。最上段の款3使用料及び手数料、目1督促手数料です。過去3年間の実績により予算計上しております。12ページをお願いいたします。1番下の枠、款10諸収入になります。目1の延滞金、目2の加算金、目3の過料。それぞれ1,000円ずつの費目存知で予算計上しております。続いて15ページをお願いします。歳出の説明になります。15ページ最下段の目1賦課徴収費の印刷製本費です。こちらにつきましては国保税の納付書、封筒、督促状等の印刷製本費になります。続きまして21ページをお願いいたします。1番下の枠、款8諸支出金のうち目1の一般被保険者保険税還付金と目2の退職被保険者等保険税還付金につきましては、過年度分の所得更正や社保加入により還付が生じた際の還付金となります。目3、目4

の還付加算金につきましては、還付に際し加算金が発生した場合に還付金と合わせて支払うものになります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） はお、吉田健康推進課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい。それでは2ページをお願いします。令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算第2項から読ませていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法昭和22年法律第67号、第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。予算の説明に入ります前に、あさぎり町国民健康保険について概要を簡単に御説明します。令和2年度の被保険者は3,964人で、前年度と比較して92人の減で年々減少しているところでございます。平成28年度から令和2年度までに12.59%が減少しております。年齢層としましては65歳から74歳が1,848人で46.6%を占めております。保険給付についてです。令和2年度の保険給付費の総額は14億1,639万4,477円で前年比マイナス1.3%となっております。1人当たりの保険給付費は35万7,314円で、前年比0.99%となっております。以上で概要の説明を終わります。続きまして予算の説明に入ります。それでは10ページをお願いします。5枠目、目1保険給付費交付金、節1保険給付費交付金普通交付金は、町が支払いました被保険者の医療費に対して県が算定した金額が交付されるものです。保険給付費の額が増えたことに伴い、保険給付費交付金普通交付金が増えました。節2の説明欄の最上段の保険者努力支援分は、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上、それから生活習慣病予防への取組や、保険税の収納率の向上に応じて交付されるものです。説明欄の2段目の特別交付金は、国から交付されるものです。町村間の財源力の不均衡を調整するためのものです。次の県繰入金は、市町村の事情に応じて交付されるものです。次の特定健診健康診査等負担金は、特定健診に係る費用について算定結果表から国が3分の1、県3分の1の合計3分の2が負担金として交付されます。11ページをお願いします。4枠目、目1一般会計繰入金です。一般会計からの法定内の繰入金です。節1保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、前年度の低所得者への軽減実績をもとに算定しております。節2保険者支援分保険基盤安定繰入金は、軽減世帯に対するもので、被保険者数に応じて算定しております。節3出産育児一時金等繰入金は、一時金42万円の12名分の3分の2を計上しております。節4財政安定化支援事業繰入金は、低所得世帯関係と高齢者割合関係を要因としまして算定した額を計上しております。節5未就学児均等割保険料繰入金は、6歳に達する年度までの国民健康保険税の均等割額を2分の1軽減するもので、未就学児103名分を計上しております。12ページをお願いします。1枠目、節6その他一般会計繰入金で、主なものはレセプト点検員2名の報酬や共同電算業務委託料を計上しております。2枠目、目1財政調整繰入金です。前年と同額を計上しております。3枠目、目1繰越金は財源調整によるものです。13ページをお願いします。1枠目、目1特定健康診査等受託料です。これは、後期高齢者分の健診についての受託を広域連合より受けておりますので、その見込み分を計上しております。2枠目、目1一般被保険者第3納付金は、交通事故等による医療費を国保で立替えた分を受け入れるもので、前年と同額を計上しております。14ページをお願いします。以上、歳入合計20億5,984万1,000円となっております。以上で歳入の説明を終わります。続きまして、歳出の説明をいたします。15ページをお願いします。1枠目、目1一般管理費です。減額しております。理由としましては、国が進める市町村事務標準システムの導入費用が不要となったためです。目2の連合会負担金につきましては、県からの算定により被保険者割と保険者均等割の合計分を計上しております。16ページをお願いします。1枠目、目1運営協議会費は、国保運営委員6名による委員会を年2回開催予定しておる分です。2枠目、款2保険給付費、項1療養諸費は、過去3か年の平均決算額により算出しております。3枠目、目1一般被保険者高額療養費につきましても、過去3か年の平均決算額により算出しております。17ページをお願いします。3枠目、目1出産育児一時

金です。こちらも過去3か年の平均出生者12名分を計上しております。18ページをお願いします。1枠目、目1葬祭費です。こちらは前年度当初予算と同額2万円の30人分を計上しております。2枠目、目1傷病手当金は、コロナ関係で特別調整交付金として10分の10補填される分です。前年度と同じ、前年度と同額を計上しております。3枠目、項1医療費給付分給付分です。県からの算定結果書に基づきまして、県に納付する金額が決められております。その分を計上しております。4枠目、項2後期高齢者支援金等分は、後期高齢者の医療費を74歳以下で支える仕組みになっておりますので、これにつきましても県からの算定結果表に基づきました金額分を計上しております。19ページをお願いします。2枠目、目1介護納付金分です。これにつきましても県からの算定結果書に基づきました金額分を計上しております。3枠目、市町村事務処理標準システム分です。算入しないため廃項となります。20ページをお願いします。1枠目、目1保健衛生普及費の節12委託料、説明欄の共同電算委託料につきましては、疾病分類処理や年2回の医療費通知とジェネリック差額通知の処理の処理等の委託料となっており、被保険者の健康増進と医療費へのかかわりについて普及啓発を行っている分となります。2枠目、目1特定健康診査等事業費、節1報酬は、特定健診指導員としての看護師分と令和4年度、今年度、令和4年度からの生活習慣病重症化予防などの特定保健指導専任の指導員としての看護師分となります。特定保健指導専任の看護師分はヘルスアップ事業の対象となり、交付金として全額補助されます。節10需用費、説明欄の消耗品は、特定保健指導で使用する指導用教材や血糖値検査を行います際に使います消耗品を計上しております。節13使用料及び賃借料は、特定保健指導用のタブレット2台の使用料やリース料分です。節17備品購入品は、特定保健指導用の血圧計2台分です。21ページをお願いします。1枠目、目1財政調整基金積立金です。会計課算定の利息分をそのまま積み立てております。22ページをお願いします。1枠目、目1予備費200万円を計上しております。歳出合計20億5,984万1,000円となっております。23ページをお願いします。給与明細書を載せております。以上で歳出の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、15ページの総務管理費の中で、ちょっと私聞き漏らしたかもしれません。標準システムが不要になったからということでこの比較2,700万ほど減で、この中にどの程度それが含まれるのか。すいません私勉強不足で、標準システムというそのものがちょっと私まだよく理解できませんのでその説明をお願いをいたしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。ただいま、ございました市町村標準システムの導入不要になった件でございますが、昨年度の予算の中で国が進めますクラウドに向けて県独自の標準システムに導入することと予定しておりました。それを3年度の当初予算で組んでおりましたが、それについてはあさぎり町としてはもう県で進める表示システムには参加しないということになった関係から、昨年度当初標準システムを組んでおりましたが、もう今年度からもう昨年度からしておきませんので、今年度もこの標準システムの導入が不要となったという説明をしたところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今の国保制度この保険制度そのものが私もいま一つまだうまく理解できていないんですが、都道府県単位になって、もう大分年数になりましたかね。その中でちょっと気になるのはそういうことを絡めてこの標準システム等はですねいろいろ今デジタル化も含めてやってると思うんですが、その中でちょっと認識不足ですので確認ですが、今後保険税算定の方法というか要するに統一化というか、そういった流れというか、今後の予定、計画ですね。そういうのが分かっていたら簡単で結構

です。ので御説明いただけますか。というのがですねそれをあわせてお願いと言いますか、その時点での要するに各市町村ごとの基金残高の扱い、その付近のとその保険税の統一という表現でよろしいですかね。その流れ、要するにそういう制度的なものの今後の動き、これ昨年も確か私思うし、お尋ねしたかと思えますけれども、基金の繰り入れ、今度の2,500万ですか入れてございますよね。そういうこと含めてちょっと今後の計画によってですね年次的な考え方を我々もちょっとある程度きちんと認識してないと、国保会計についてですね例が今ちょっと私の中でもよく理解できてない部分がありますので、その付近合わせてちょっと御説明いただけますか。

◎副議長（森岡 勉君） 石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） はい。私のほうからですね、保険税率の統一に向けたスケジュールについて説明させていただきます。昨年ですね県のほうから説明があった資料をもとになりますが、まだですね統一に向けたロードマップといたしますか、がまだ定まっていないところで、案が何個か出ているぐらいの状態です。というのがですね、急速に税率とかを統一すると市町村によっては税率が急に上がったりとかします。ので、ちょっと激変緩和の期間を設けるべきという話がありましたので、今スケジュールで挙がってる案がですね、令和6年度に改めて保険税の水準、保険料水準の統一時期を改めて検討を始めると、令和6年度からというスケジュールが決まっております。早ければ令和9年度に保険料水準の統一、こちらが納付金、標準保険料算定ベースで統一すると。実際の保険料の統一というのが令和12年度というのが最短でのスケジュールになるかと思えます。私からは以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、私のほうから基金関係で申し上げたいと思います。あさぎり町の基金につきましては、約、現在4億2,000万程度を失礼いたしました。ですね、4億3,000万ですね、4億3,000万ほど持っているところでございます。議員のお話通り毎年2,500万ほど取崩しまして特別会計のほうに繰り入れているところでございます。これにつきましては、保険税の軽減につなげるためということで計画的に基金を取り崩しているところでございます。で、基金の在り方といいますか町として持っておる関係でございますが、県のほうに私も基金、財調基金を市町村単位で持っておく必要があるかどうかをちょっと確認いたしました。で、本来ならもう県の、県で統一してやっておりますので、各市町村単位で持っておく必要はないとも言えますが、ただ緊急的な場合ですね、例えば災害等で税収が緊急的に取れなくなったと。ただ、それ分について含めた上で県のほうに納めないといけないとかいろんな場合のその財源不足を起こす可能性もあるので、ある程度の基金を町村単位で持っておられたほうが良いという助言もいただいたところでございます。で、それを踏まえまして今4億3,000万ほど持っておりますが、どれぐらいを目標に基金を管理していけばいいかということでございますが、これ従来から一つの考え方ございまして、基金が大体毎月の療養給付費、高額療養費と関係の支払いが月大体1億でございます。で、1億でその3月分程度を確保しておけば特会の運営上何とかしのげるではないかというのを前々から考え方がございましたので、目標とすれば3億程度を最終的には財調として持っておくほうが良いのではないかという方向性は考えております。また、先ほどございましたとおり、保険税の統一等も今後進められますので、その時々状況等を踏まえながら適正な財調の金額等についても今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございました。もうこの場でですね、今の話をいろいろ時間をとってというつもりはございません。今課長のほうで最後のほうにおっしゃったですね、最後というか説明の途中でおっしゃった現在の保険税の軽減にどこまでこの基金をですね、基金というのは結局今までのあ

さざり町の被保険者の方々の税が最終的に残ってる形ですので、そのどこかで何ていうかな、ちょっと表現難しいですね。統一されたときの後始末じゃないですけど、そういう部分も必要になってくると思いますので、そういった意味でちょっとこの部分について私は関心というか持っております。そういうことで今御説明税務課からございましたので、それを含めてまたいつか今日はもう結構でございますので、そういう場面でのいろんな状況とかですね、今課長のほうで説明いただいた基金と税率の問題、その付近のことを議論というか協議する場面ですね、もちろん町のほうでもされると思いますが、私どもにもそういう機会をつくっていただければありがたいなと思ってます。よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。ありがとうございます。いろんな情報等県からも出てくると思いますので、その時々についてですねその状況等も踏まえ御報告させていただきたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。ページは9ページでございます、被保険者国民健康保険税についてでございますけど、かねてよりあさざり町はこの税が高いという感じで今までずっときてました。今回の予算がですね今後県で統一される前まではこのいろんなバランスが順位があると思うんですけど、これ予算を組立てられるときに大体どれぐらいのランクにあるのか。決算の時間くのが1番いいんですけど、決算をもとに予算も立てられると思いますけど、その辺を鑑みたくところで今球磨郡内ではどれぐらいか、県下ではどれぐらいのところに位置しているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時21分

◎副議長（森岡 勉君） 会議を再開します。石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） 今の御質問がですね、国民健康保険税が県内で高いほうにあるという報道であるとか、そういったことからの質問かと思います。確かにですね新聞報道等でなされてますが、あさざり町が1人当たり保険税が県内でも上位にあるという報道がありますが、あれはあくまでですね保険の全体の額を被保険者数で割った場合の額が高いということです。ただですね、何て言いますか保険税が決まるのに要因としまして昨年度の所得というのが大きな要因があるんですね。あさざり町を見ても、やはり国保の被保険者のいわゆる自営業者の方で所得が高い方が多いというところがやはり1番の要因なのかなと思います。ちょっと私のほうでですね独自にですが、標準的な所得の世帯で計算した場合ですね、場合は、あさざり町の税率というものはそんな上位にはいかないんですね。なので報道というのはあくまで1人当たりで割った時の額が高いということになります。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これ納税者の声なんですけど、やはりこれを説明するに至る分かりやすい資料等ですね、最終日に御提示願えれば幸いかと思いますけどよろしいでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） はい。私どもも新聞報道とかああいうのはちょっと不本意な部分もありますので、県のほうにもですね、県のほうから情報が出てるんですね。情報というのが県のほうにもああいう情報の出し方をちょっとやめてほしいという要望は、要望というかその担当者レベルの話ですけども

しているところでもありますし、町民の方にもですねそういう心配をかけないように情報を広報紙等でですね出しながら説明をしていきたいと思えます。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。今小見田議員の質問に関連ですが、確かに被保険者の所得が影響する。それはもう間違いないですね。それでちょっと確認したいのは、今さっき課長補佐もおっしゃったように、前年の所得が影響するですね。ということは、6月に大体所得が確定しますよね。それをベースにして国保税を決めます。そうですね。そして7月1日に課税というスケジュールをするときに、これも私たちの時代から給付の担当は余裕があったがいい。税の担当は安いほうがいい。徴収に行っておごらるっとですもんね。なんでたっかとやって。それをかけいをして税率を決むっとですよね。それ間違いないですね。ということであるならば、今度の6月の所得を見てもないと、判断つかない。実際もう皆さん方社会保険、ね、国保の被保険者は4割かかるですね。昔は社会保険の人が退職して国保に入ってくるから国保が高くなる等々々の時代があったですね。ただ、いろんな要素が出てくる。国保。ここは受け身なんです。どうして。社会保険に加入してるときは事業主が半分負担してくれる。そう負担感がない。自営業はまともに受けるですね。そこが非常に難しい。それで、確かに課長補佐が説明される県の情報には少し心配はしますが、ちょっと長くなってすいません。思い出せば加賀山議員が議員になったときに、最初に質問したのは国保税を質問しました。何でこぎゃんたっかつか。私も聞いておりましたが、大体鼻をくくったように所得がたっかたたいと。ということに行くんですが、考え方です。所得が高いということは、住民税もたっかつかすよ。税金をたくさん個人住民税払うとです。でしょ。だったら、一般財源を投入して保険税を下げて私はおかしくない理論って思うとです。何おまえ役場のときは違っとったいと言わんでくださいよ。いいですか。そういうふうにと考えるとですね税の公平性から考えればあさぎり町内の自営業者の所得が高いということは、それだけ住民税の負担も大きい。だったらその人たちを還付するような形ということも考えられないんじゃないんで、一つお願いですが、だってそうでしょう。あと9年はこの状態です。統一されるまでは、さあR12ですね、できるとは、そういうことであれば総括のときでいいですから、特に石井課長補佐はね財政も詳しいから例えば一般財源を今基金から2,500万です。それ1億円入れたらどうなるか。現行水準で。税負担が。等々を試算はしてみてください。いいですか。もちろんどれだけの資金を投入するかによって全然変わる。ある程度のことを石井課長補佐の聡明な頭で考えてどの程度の投入が可能か、そしてこれをするによって調交あたりは影響しないのか。等々もあると思うんです。だからその辺りを含めて先ほど小見田議員が説明資料と言ったようにそれにもなるとです。こういう資料を作っておくと。だから、一般財源の投入もありということをやっぱり選択肢の一つに入れて考えてみる。確かに数字的なかなかも未成熟な数字が出てくると思うけれども、やっぱ税のこう負担感っていうかな、あれもう事実なんで。それは担当レベルで知恵を出してみてください。楽しみに待っております。返答要りません。終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 石井税務課長補佐。

●税務課課長補佐（石井 誠君） えっとですね返答は要らないということなんですが、1点だけ。今一般財源を入れたらどうかという意見がございましたが、先ほど申しました県の説明会の中でですね統一していくスケジュール、税率を統一していくスケジュールの中で、やはり県内では一般財源を入れてですね国保税を安くしている市町村があるんですね。あるみたいなんです。それをちょっともう是正していきましようということをおっしゃっておりますので、ここへ来てというのも一般財源を入れるというのはいかがなものかなというところではありますが、そうですね。決算何ですか1人当たりの額がどの程度下がるかというような計算でよろしいんですかね。例えば1億円入れたら。はい、そのぐらいの計算をした数字ならば出せるか

とは思いますが、あくまで私どもの意見としましてはやはりなんすかね。受益じゃないですけど、やはり国保に加入してある方の中で完結させるべきものだと思いますので、一般財源を入れるとなると要するに国保以外の方の住民税等も国保に入れるというような形になるわけですね。それはちょっと国保以外の方からの意見もあると思いますので、私どもの意見としてはもうその国保加入者の中で完結させるべきなのかなという気はいたします。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） ここで、石井課長補佐とやりとりするつもりではありませんが先ほど申し上げたように国保側から見るとおまえたちは社会保険からこっちくったいという感覚になると。ね。だから、もうそんなこと酒飲み席じゃありませんから言いませんから先ほど言ったように、現実的に一般財源を投入してるのはあるんで、あさぎり町でそれがやったらどうかということをつくってくれと。ですね。それを出したからみんなで力を合わせてしゃいもでそんなことせろと言いませんから、ぜひそういう資料は作っててください。はい。終わります。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） はい。それでは次に行きます。

日程第3 議案第64号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第64号、令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。担当からの説明を求めます。吉田課長補佐。

●健康推進課課長補佐（吉田 西子さん） はい。2ページをお願いいたします。令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。第2項から読ませていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1票歳入歳出予算による。それでは説明に入ります前に、後期高齢者医療の概要について簡単に説明させていただきます。令和2年度の平均被保険者数は3,003人で、前年より35人減少しております。医療費総額は25億8,961万4,863円となっており、前年比マイナス6.8%となっております。1人当たりの医療費は86万2,343円で、前年比5.7%となっております。それでは、歳入から説明させていただきます。7ページをお願いします。1枠目の目1節1現年度分特別徴収保険料は、保険料見込みの74.39%を計上し、残りを節2現年度分普通徴収保険料として計上しております。節3の滞納繰越分普通徴収保険料は、過去5年分の滞納繰越額に徴収率を10%として勘案し算定したものを計上しております。3枠目、目1一般会計繰入金です。節10事務費繰入金は、保険証の発行に伴う経費等の事務費です。節2保険基盤安定繰入金は、広域連合一覧より県4分の3、町4分の1を繰入れております。節3歯科口腔健康診査繰入金は、高齢者の歯科口腔健康診査の自己負担分400円を受診者見込み数を60人として一般会計より繰入れております。8ページをお願いします。1枠目、目1受託事業収入です。こちらは後期高齢者医療広域連合より歯科口腔健康診査等受診料として、受託料として60人分を計上しております。歳入歳出合計2億3,891万円です。以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出の説明を行います。9ページをお願いします。1枠目、目1一般管理費です。節11は、11役務費の説明欄の郵送料は、医療費の2割負担が導入されるために保険証の交付、例年1回のところ令和4年度は年2回保険証を交付することになり郵送料を増額しております。2枠目、目1後期高齢者医療連合交付金です。こちらは被保険者が納入しました保険料と基盤安定負担として県が4分の3町が4分の1負担し、一般会計から繰入れたものを広域連合に納付するものです。3枠目、目1健康診査事業費です。歯科口腔審査の受診見込み数を60人として委託料を計上したものです。4枠目、諸支出金は、過年度分の保険料還付金を広域連合から歳入の雑入で受けた分を被保険者に還付するものです。10ページをお願いします。1枠目、予備費1

00万円を計上しております。歳出合計2億3,891万8,000円となっております。以上で歳出の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） はい、次に移ります。

日程第4 議案第65号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第65号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。担当からの説明を求めます。尾方課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） では、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について説明いたします。1条第2項から読み上げさせていただきます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。歳出予算の流用、3条、地方自治法第222条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。9ページをお願いします。歳入から説明させていただきます。1枠目の節1現年度分特別徴収保険料につきましては、年金から天引きされる方の保険料で約5,100名を見込んでおります。節2現年度分普通徴収保険料は、65歳年齢到達時や修正申告などの理由で、特別徴収ができない方の保険料となっており、約400名を見込んでおります。節3滞納繰越し分普通徴収保険料は、普通徴収における滞納繰越分であり令和4年度見込み調定額の43%を計上しております。2枠目の目1督促手数料は、現年過年度合わせて780件の手数料を見込んでおります。3枠目の目1介護給付費負担金につきましては、標準給付費見込額に対する国負担分、施設分15%、その他分20%が交付されるものです。4枠目の目1調整交付金は、標準給付費見込額に対して、見込みで7.83%が交付されるものです。目2節1の介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し25%が交付されるものです。10ページをお願いします。1枠目、上段の節2包括的支援事業任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業及び任意事業社会保障充実事業の合計額に対し、38.5%が交付されるものです。目3の保険者機能強化推進交付金及び目4の保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援や重度化防止について、各市町村での取組達成状況に応じて交付されるものです。2枠目の目1介護給付費交付金は、標準給付費見込額に対して、第2号被保険者負担率27%分が交付されるものです。目2の地域支援事業支援交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し、27%が交付されるものです。3枠目の目1介護給付費負担金は、標準給付費見込額に対し、施設分17.5%、その他分12.5%が交付されるものです。11ページをお願いします。1枠目の節1介護予防日常生活支援総合事業交付金は、総合事業一般介護予防事業の事業費に対し12.5%が交付されるものです。節2の包括的支援事業任意事業交付金は、地域包括支援センターの運営事業費及び任意事業費並びに社会保障充実分事業費の合計額に対し19.25%が交付されるものです。2枠目の目1利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金利子を受け入れるものとなります。3枠目の款7は、町の負担分として一般会計から繰り入れるものであり、目1介護給付費繰入金は標準給付費見込額の12.5%、目2その他一般会計繰入金は、保健者の事務費分、目3、節1の介護予防日常生活支援事業繰入金は、総合事業一般介護予防事業の事業費の合計額の19.25%、目4の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減措置を行うもので軽減された保険料に対し国50%、県25%、町25%の負担分となります。12ページをお願いします。1枠目の目1基金繰入金、3枠目、4枠目の款9、諸収入につきましては費目存置

となっております。2 枠目の目 1 繰越金につきましては前年度からの繰越金となります。1 3 ページをお願いします。目 1 介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援センターが行う要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に係る費用を国保連合会から受け入れるものであります。1 4 ページをお願いします。歳出について説明させていただきます。1 枠目の目 1 一般管理費につきましては、介護保険事業に係る事務費でありまして、地域包括支援センター運営協議会、介護保険料徴収システムの管理に関する経費が主なものとなります。2 枠目の介護認定審査会等費は、要介護認定業務にかかる経費として要介護認定の訪問調査を行う会計年度任用職員 3 名の人件費、主治医意見書作成に伴う手数料や球磨郡介護認定審査会事業特別会計への負担金が主なものとなります。1 5 ページをお願いします。1 枠目の目 1 計画策定委員会費につきましては、現在の第 8 期介護保険事業計画の評価及び令和 6 年度からの第 9 期計画策定に伴う委員会開催費用 2 回分を計上しております。2 枠目の目 1 介護サービス等給付費は、要介護認定者が利用する介護サービスや、福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。3 枠目の目 1 介護予防サービス等給付費は、要支援認定者が利用する介護予防サービスや福祉用具購入及び住宅改修をされた場合に支払われる給付費となっております。4 枠目の目 1 審査支払い手数料は、国保連合会に委託している審査支払い業務に対して手数料を支払うものであります。1 6 ページをお願いします。1 枠目の目 1 高額介護サービス等費は、月に利用した介護サービス費が所得区分に応じた月限度額を上回った場合に支給されるものです。2 枠目の目 1 高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険を利用して、自己負担額が年間限度額を超えた場合に支給されるものです。3 枠目の目 1 特定入所者介護サービス等費は、要介護、要支援認定者が介護施設サービスを利用する際の食費居住費の負担額を所得に応じて軽減するものでございます。4 枠目の目 1 第 1 号被保険者還付加算金は、第 1 号被保険者の死亡転居等に発生する還付金となります。目 2 償還金は、国県等への過年度分の償還金ですが、令和 3 年度の精算額が確定しておりませんので費目存置となります。1 7 ページをお願いします。1 枠目の目 1 基金積立金は、準備基金積立金の利息分を基金へ積み増すものであります。2 枠目の目 1 介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防のための訪問通所サービス事業や配食サービス事業、ケアマネジメントの委託料及び負担金となります。目 2 の一般介護予防事業費は、1 8 ページ 1 枠目にまたがりませんが、地域型サロン、介護予防サポーター及び脳いきいきサポーターの養成講座、脳いきいき教室等に係る事業費で委託料が主なものとなります。1 8 ページをお願いします。2 枠目の目 1 地域包括支援センター管理費は、主に職員 3 名の人件費と介護予防支援の委託料及び管理システムなどの委託料と使用料になります。1 9 ページをお願いします。目 2 包括的支援事業費は、地域の高齢者の方々の実態把握や命のバトン設置を行うための費用であり、会計年度任用職員 1 名の人件費が主なものとなります。目 3 任意事業費は、介護相談員への謝金、町長申立てによる後見人申請の費用、低所得者のグループホーム利用に対する家賃等助成や要介護 4 以上の在宅高齢者で非課税世帯への介護用品支給の費用が主なものとなります。目 4 社会保障充実分事業費は、2 0 ページ 1 枠目にまたがりませんが、介護や医療が必要な在宅高齢者の方が住み慣れた地域で暮らしを続けられるよう、多職種の連携や地域づくりをサポートする体制を整備するための費用で、地域包括支援センター職員 1 名と会計年度任用職員 1 名の人件費、生活支援コーディネーターの委託料が主なものとなります。2 0 ページをお願いします。2 枠目の目 1 利子につきましては、介護財政安定化基金から一時借入れをする場合の利子を計上しております。3 枠目の目 1 予備費は 1 0 0 万円を計上しております。2 1 ページをお願いします。以上、令和 4 年度あさぎり町介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 9 億 6, 6 1 6 万 3, 0 0 0 円とし、前年度より 2, 0 0 4 万 4, 0 0 0 円減の当初予算であります。2 2 ページをお願いします。給与費明細中のその他の特別職につきましては、地域包括支援センター運営協議会委員及び介護保険事業計画策定委員会委員 2 2 名に係るものでございます。2 3 ページをお願いします。一般職につきましては、地域包括支援センター職員 4 名の人件費となります。2 4

ページをお願いします。会計年度任用職員につきましては、要介護認定調査員が3名、包括的支援事業に1名、社会保障充実分事業に1名の計5名の人件費となります。29ページをお願いします。介護保険特別会計における債務負担行為となりますが、10件全て令和3年度中に準備行為を行い、令和4年度を事業期間として4月1日から業務を開始するものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 18ページの地域包括支援センターの職員、職種を教えてくださいませんか。

◎副議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） 包括支援センターの職種、今現在で主任介護支援専門員1名と介護支援専門員1名、保健師1名、社会福祉士1名となっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 現在、というふうに確かおっしゃったと思いますが、新年度の計画予定をお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 尾方課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（尾方 圭君） 新年度は現在の主任介護支援専門員が退職しますので、新たに介護支援専門員を配置しまして、その後主任介護支援専門員の研修を受けていただく予定となっております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 次に移る前に会議時間内に議事が終了いたしませんので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

日程第5 議案第68号

◎副議長（森岡 勉君） 次に、日程第5、議案第68号、令和4年度球磨郡障害認定者審査事業特別予算についてを議題とします。担当課の説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会局長（前田 和博さん） はい、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について説明いたします。第1条の第2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。まず全体的な部分でございますが、球磨郡障害認定審査会につきましては、原則月2回開催で、令和4年度におきましては昨年同様の24回を予定しております。また令和2年度実績でございますが、年間132件の審査を行っております。審査会の委員につきましては、身体的、知的、精神、難病の4部門に関する学識経験者の方18名をお願いをする予定です。委員の現在の任期につきましては、令和3年度から令和4年度までの2年間でございます。一つの合議体当たりの人数は4名、一部5名で審査判定を行っていただく予定です。7ページをお願いいたします。歳入でございますが、款の1分担金及び負担金、節の1認定審査事業負担金ですけども、これは球磨郡の障害認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定によりまして算出をし、事務局のありますあさぎり町を除いた郡内8町村分を計上しております。款の2繰入金、節の1一般会計繰入金ですが、これはあさぎり町分の負担金を一般会計より繰り入れるものです。款の3繰越金につきましては前年度からの繰越金です。款の4諸収入については雑入を計上しております。8ページをお願いします。歳出でございますが、款の1総務費、目の1一般管理費、節の1報酬ですが、会計年度任用職員1名と障害認定審査会委員18名分の報酬を計上しております。節の3職員手当等、4共済費につきましては、主に会計年度任用職員の人件費でございます。節の8の旅費につきましては、主なものとして審査会委員の費用弁償を計上しております。節の10需用費につきましては、

主なものとしまして総合福祉センターの電気料と上下水道料の1か月相当分などを計上いたしております。節の11役務費につきましては、電話代、切手代、はがき代でございます。節の13使用料及び賃借料につきましては、主にパソコン、コピー機、リース料等を計上しております。節の18、負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員負担金ということで時間外手当相当分を計上いたしております。予備費につきましては、昨年と同額を計上しております。9ページをお願いします。歳出合計が666万2,000円ということで、対前年度比較の3万9,000円でございます。次の10ページをお願いします。給与費、10ページから給与費明細です。1番としまして特別職でございます。特別職につきましては、審査会委員分を掲載しております。次の11ページ、11ページですけども、は一般職としまして会計年度任用職員1名分の報酬及び期末手当でございます。次の12ページでございますが、債務負担行為の調書について添付しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

日程第6 議案第69号

◎副議長（森岡 勉君） はい。それでは日程第6、議案第69号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題といたします。担当課から説明を求めます。前田認定審査会事務局長。

●認定審査会局長（前田 和博さん） はい、令和4年度の球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について御説明申し上げます。第1条の2項ですけれども、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものです。まず全体的な部分ですけども、審査会につきましては医療、福祉、保健に関する学識経験者をお願いをするものです。令和4年度におきましては、59名の委員をお願いする予定としております。審査会につきましては原則週に3回、1月に12回をめぐり年間130回を計画しております。令和2年度の実績では、年間で3,431件の審査を行っております。委員の現在の任期につきましては、令和3年度から令和4年度までの2年間です。一つの合議体の人数につきましては、4名で審査判定を行っていただくこととしております。7ページをお願いいたします。歳入でございます。款の1分担金及び負担金、節の1介護認定審査事業負担金でございますが、事務局こちらにつきましては、球磨郡介護認定審査会共同設置規約の実施に関する協定書の規定によりまして算定をし、事務局でありますあさぎり町を除いた郡内8町村分の負担金を計上しております。款の2繰入金、節の2介護保険特別会計繰入金ですが、これあさぎり町の負担金を繰り入れるものです。款の3繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。款の4諸収入につきましては、雑入を計上しております。歳入合計で3,625万5,000円。対前年度比43万の増でございます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。款の1総務費、目の1一般管理費、節の1報酬でございますが、会計年度任用職員3名と審査会委員59名分の報酬を計上しております。節の2給料、節の3職員手当等、4共済費につきましては、主に再任用職員1名分と会計年度任用職員3名分の人件費を計上いたしております。節の8旅費につきましては、主に審査会委員の費用弁償を計上いたしております。節の10需用費につきましては、主なものとしまして消耗品の中で要介護認定平準化チェックシート、これは調査の際に使うものでございますが、これの旧町村分を計上いたしております。また、総合福祉センターの電気料と上下水道料の1か月相当分を計上いたしております。節の11役務費につきましては、主なものとしまして、事務局と球磨郡9町村を結ぶ広域ネットワーク接続料などを計上しております。節の12委託料ですが、これにつきましては広域ネットワークシステムの保守料で、事務局分と構成9町村分の保守料を計上いたしております。節の13使用料及び賃借料でございますが、主にコピー機、パソコン、プリンター等の事務機器使用料等を計上いたしております。次のページをお願いいたしま

す。節の１８負担金補助及び交付金でございますが、これは多良木町からの派遣職員に係る人件費相当分につきまして負担金として計上しております。節の２６公課費につきましては、車検時の重量税でございます。款の２予備費につきましては、昨年同額の５０万円を計上しております。歳出合計が３,６２５万５,０００円で、歳入と同額でございます。次のページをお願いします。１０ページからは給与費明細を掲載しております。１０ページにつきましては特別職ということで審査会委員についてのものを計上しております。次の１１ページにつきましては、一般職として再任用職員１名分の給与及び手当を計上しております。次の１２ページでございますが、１２ページにつきましては会計年度任用職員３名分の報酬及び期末手当を計上しております。最後に１７ページをお願いいたします。１７ページには債務負担行為に関する調書について添付をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎副議長（森岡 勉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後５時０６分 散 会